

高松市自殺対策計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して～

2019年度～2023年度



平成31（2019）年3月

高松市

2019高松こころの宣言

全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人前後の水準で推移していましたが、平成22年以降8年連続で減少しております。しかしながら、依然として毎年2万人を超えるなど、かけがえのない多くの命が自殺に追い込まれている非常事態が続いており、憂うべき状況にあります。



このような中、自殺対策基本法がその施行から10年の節目にあたる平成28年4月に改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策が「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施されるべきであると明記されるとともに、市町村は政府が推進すべき自殺対策の指針として定められた「自殺総合対策大綱」及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとされました。

このようなことから、本市においても、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」「すべての市民がともに支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力のある社会」の実現を目指すため、自殺対策を総合的に推進するための行動計画である「高松市自殺対策計画」を策定するとともに、その策定に合わせ、関係機関・関係団体、民間団体、企業及び市民の理解と協力を得る中で、市全体が一丸となって自殺対策に取り組むため、次のとおりアピールします。

たいせつないのち
かけがえのないいのち
まちぐるみで
つなげます

2019高松こころの宣言



本市といたしましては、この計画に基づき、全力を挙げて、自殺対策の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました高松市自殺対策推進会議の委員の皆様を始め、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

高松市長 大西 秀人

<目次>

第1章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の目標 | 3 |
| 5 | 施策の目標 | 4 |

第2章 高松市の自殺の現状

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| 1 | 全国・香川県の動向 | |
| (1) | 自殺者数の推移 | 5 |
| (2) | 自殺死亡率の推移 | 6 |
| (3) | 死因順位別に見た年齢階級別自殺者数 | 6 |
| 2 | 高松市の自殺の現状 | |
| (1) | 自殺者数の推移 | 7 |
| (2) | 自殺死亡率の推移 | 7 |
| (3) | 年齢階級別の自殺者数 | 9 |
| (4) | 職業別の自殺者数 | 10 |
| (5) | 場所別・手段別の自殺者数 | 10 |
| (6) | 時間帯別の自殺者数 | 11 |
| (7) | 曜日別の自殺者数 | 11 |
| (8) | 原因・動機別の自殺者数 | 12 |
| (9) | 同居人の有無別の自殺者数 | 14 |
| (10) | 自殺未遂歴の有無別の自殺者数 | 14 |
| (11) | 高松市の自殺の特徴（高松市 地域自殺実態プロファイル【2017】） | 15 |
| (12) | 平成29年度 高松市民の健康づくりに関する調査 | 16 |

第3章 自殺対策の基本方針（5つの基本方針）

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 生きることの包括的な支援として推進 | 17 |
| 2 | 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 | 17 |
| 3 | 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 | 18 |
| 4 | 実践と啓発を両輪として推進 | 19 |
| 5 | 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 | 19 |

第4章 12の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を受け、自殺対策を推進していく・・・22
- 2 市民一人一人の気づきと見守りを促す・・・23
- 3 自殺対策の推進に資する情報の収集及び提供等を図る・・・25
- 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る・・・26
- 5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する・・・29
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする・・・31
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる・・・33
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ・・・40
- 9 遺された人への支援を充実する・・・42
- 10 民間団体との連携を強化する・・・44
- 11 子ども・若者、高齢者の自殺対策を推進する・・・46
- 12 勤務問題による自殺対策を推進する・・・49

第5章 推進体制等

- 1 計画の推進体制・・・50
- 2 施策の評価及び管理・・・50
- 3 相談窓口一覧・・・51

<資料>

- 1 計画策定の経過・・・58
- 2 高松市自殺対策推進会議委員名簿・・・59
- 3 高松市自殺対策推進会議設置要綱・・・60
- 4 用語の説明・・・62



第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

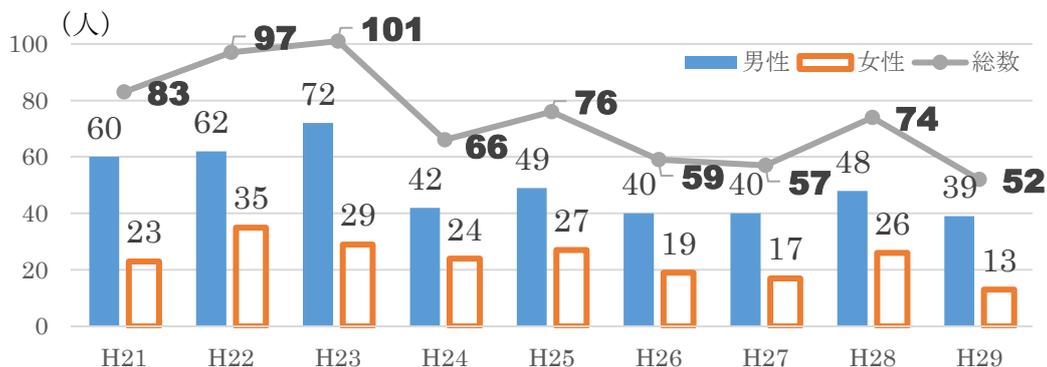
～「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して～

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人前後の高い水準で推移していましたが、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。それにより、自殺対策が総合的に推進され、自殺者数は減少傾向にあります。現在も2万人を超える方々が尊い命を絶たれている状況です。

本市における自殺者数は、平成23年をピークに減少傾向にあり、平成29年は52人でピーク時の約半分になっていますが、いまだにかけがえのない多くの命が自殺に追い込まれている状況であり、非常事態は続いていると言わざるをえません。

(図1) 高松市における自殺者数の推移



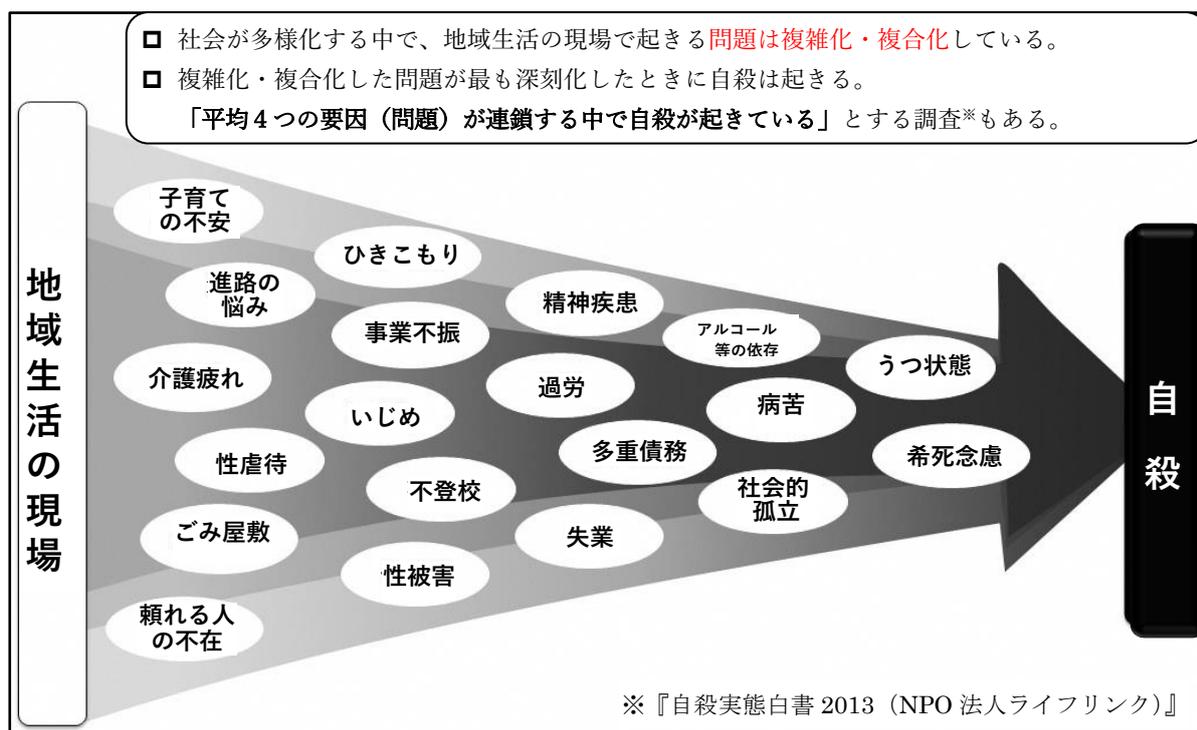
資料：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

(図2) 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)



<自殺対策基本法の改正>

本市では、平成21年から、「高松市自殺対策庁内連絡会」を設置するとともに、平成25年から、精神保健福祉ネットワーク事業の一環として「自殺未遂者支援ネットワーク会議」を開催する等、各関係機関や関係部署とのネットワークの構築・強化や市民に対する普及啓発に取り組んできました。

こうした中、施行から10年の節目にあたる平成28年4月に改正された自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが新たに目的規定に追加され、また、自殺対策が、「生きることの包括的な支援」として、「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施されるべきであることが基本理念に追加されました(自殺対策基本法第1条、第2条第1項及び第5項)。

さらに、市町村は政府が推進すべき自殺対策の指針として定められた「自殺総合対策大綱」及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、「市町村自殺対策計画」を定めるものとされたところです(自殺対策基本法第13条第2項)。

これを受け、本市においても、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するための行動計画である「高松市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」「すべての市民がともに支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力のある社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱の基本理念及び香川県自殺対策計画を踏まえつつ、地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画として策定するものです。

また、「第6次高松市総合計画」を踏まえ、「高松市健康増進計画（高松市健康都市推進ビジョン）」「高松市地域福祉計画」等、関連する計画と連携し整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

なお、本計画における施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の目標

| 高松市 | 現状 2015年 (平成27年) | 目標 2023年 | 目標 2026年 |
|-----------------------|------------------------|-------------|-------------|
| <自殺死亡率> ※人口10万人当たり | 13.5 | 13.1以下 | 13.0以下 |
| <自殺者数> | 57人 | 53人以下 | 51人以下 |

出典：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

国の自殺総合対策大綱は、当面の数値目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることとしています（平成27年の国の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となります）。

最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現ですが、国の大綱を踏まえて、本市においては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて3.8%以上減少させることを当面の数値目標とします（平成27年の本市の自殺死亡률은13.5であり、それを3.8%以上減少させると13.0以下となります。）。

なお、高松市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、2025年には約39万5千人となる見込みであり、目標を達成するためには自殺者数は平成27年（2015年）の57人から6人以上減少させる必要があります。

計画期間中の数値目標として、2023年までに、自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて3.0%以上減少させることを目指します（平成27年の本市の自殺死亡률은13.5であり、それを3.0%以上減少させると13.1以下となります）。

なお、前述の推計人口によると、高松市の総人口は、2022年には約40万6千人となる見込みであり、目標を達成するためには自殺者数は平成27年（2015年）の57人から4人以上減少させる必要があります。

5 施策の目標

第4章において、計画の目標達成のための12の重点施策について示しています。これらの施策の効果検証を行いやすくするために、以下の3項目の指標目標を掲げます。

| 指標 | 現状 2017年度 (平成29年度) | 目標 2023年度 |
|------------------------|--------------------------|--------------|
| 地域の人々の支え合いの割合の向上 | 40.1% | 65.0% |
| ゲートキーパーの認知度の向上 | 18.3% | 28.3% |
| 最近1か月間にストレスを感じた人の割合の減少 | (男性) 65.4% | 60.0%以下 |
| | (女性) 75.7% | 70.0%以下 |

出典：平成29年度高松市民の健康づくりに関する調査

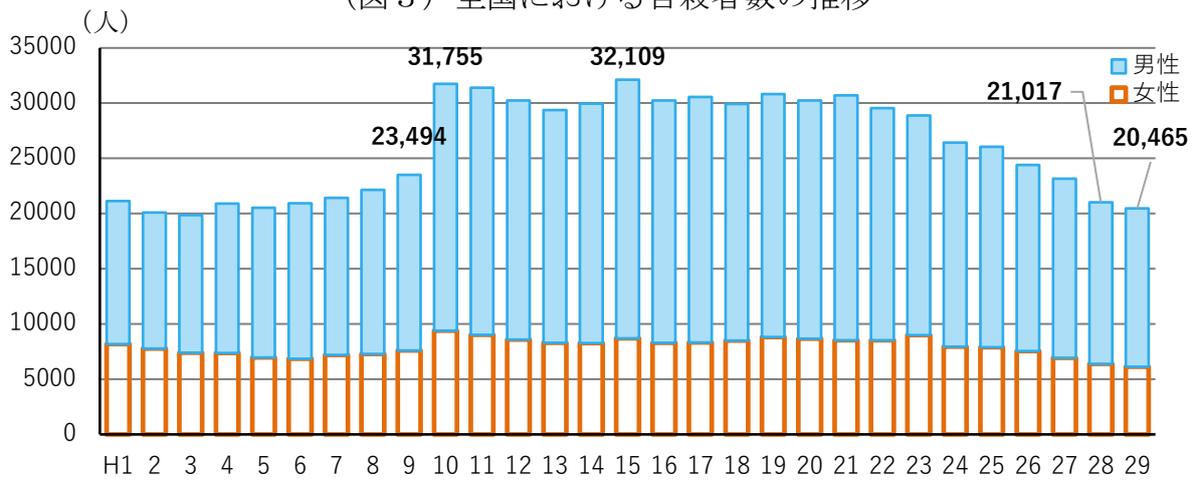
第2章 高松市の自殺の現状

1 全国・香川県の動向

(1) 自殺者数の推移

全国における自殺者数は、平成10年に急増し、3万人前後の高い水準で推移していましたが、平成22年以降は3万人を下回り、以降減少しています。平成29年は2万465人です。

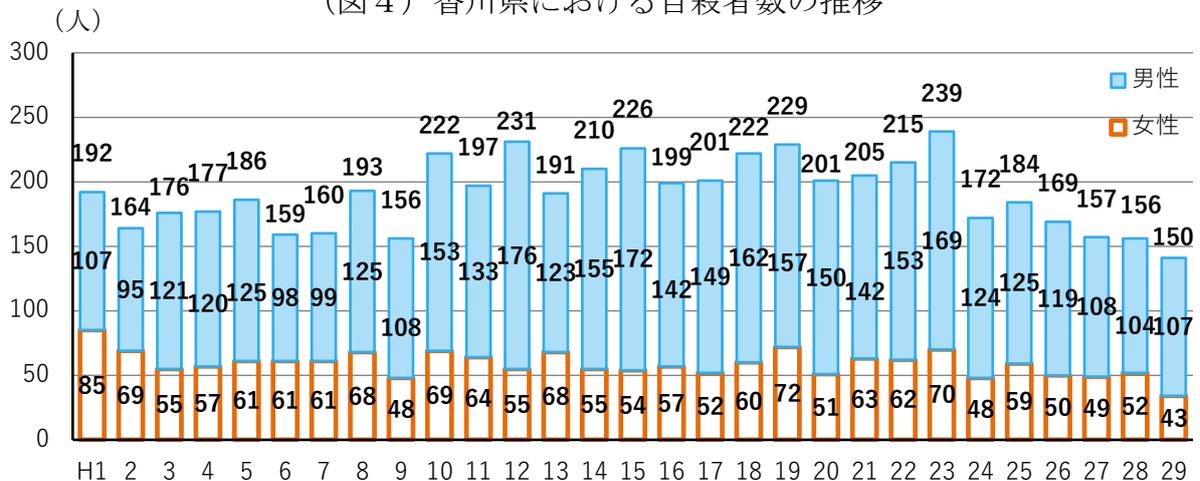
(図3) 全国における自殺者数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

香川県における自殺者数は、平成10年以降、200人前後で推移していましたが、平成24年以降、200人を下回っています。平成29年には150人となり、平成元年以降で最も少なくなっています。

(図4) 香川県における自殺者数の推移

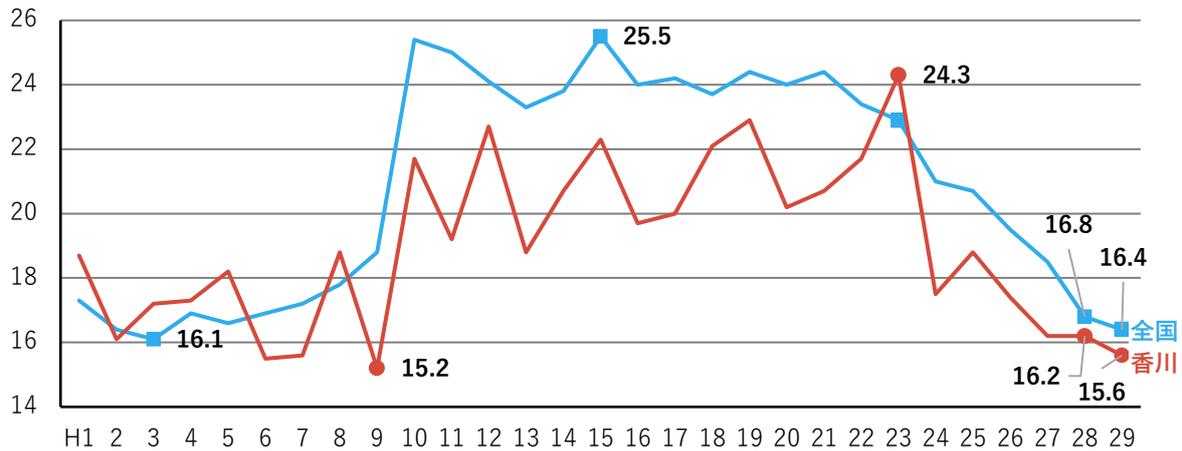


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 自殺死亡率の推移

香川県の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、おおむね全国を下回る水準で推移しており、平成 29 年は 15.6 となっています。

(図 5) 全国・香川県における自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 死因順位別に見た年齢階級別自殺者数

香川県の年齢階級別の死因順位をみると、「20～34 歳」の各年代の死因の第 1 位は自殺となっています。

(表 1) 香川県における死因順位別に見た年齢階級別死亡数・死亡率・構成割合 (平成 24 年～28 年合計)

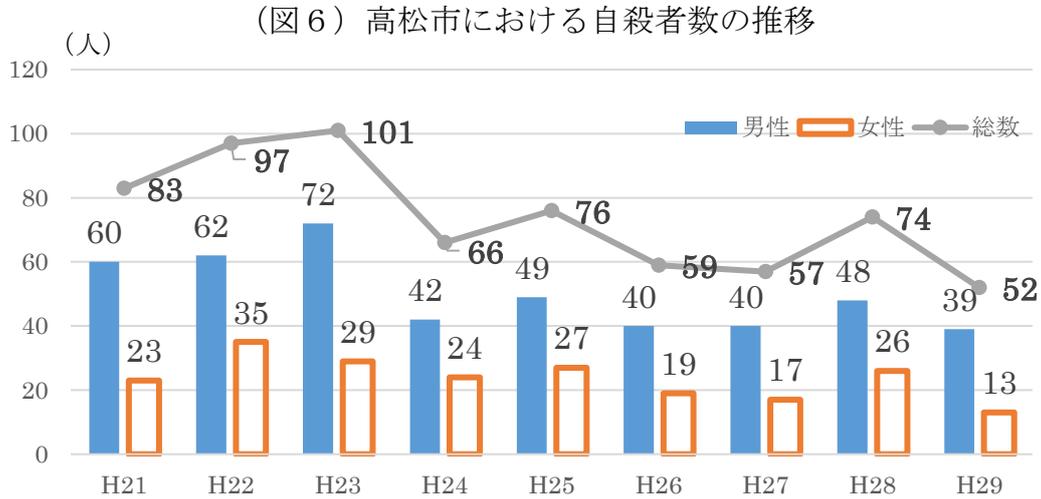
| 年齢階級 | 第 1 位 | | | 第 2 位 | | | 第 3 位 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| | 死因 | 死亡数 | 割合 | 死因 | 死亡数 | 割合 | 死因 | 死亡数 | 割合 |
| 10～14 歳 | 不慮の事故 | 8 | 33.3% | 自殺 | 7 | 29.2% | 悪性新生物 | 5 | 20.8% |
| 15～19 歳 | 不慮の事故 | 23 | 46.0% | 自殺 | 11 | 22.0% | 悪性新生物 | 8 | 16.0% |
| 20～24 歳 | 自殺 | 42 | 43.3% | 不慮の事故 | 23 | 23.7% | 心疾患 | 7 | 7.2% |
| 25～29 歳 | 自殺 | 52 | 41.3% | 不慮の事故 | 34 | 27.0% | 悪性新生物 | 18 | 14.3% |
| 30～34 歳 | 自殺 | 64 | 36.2% | 悪性新生物 | 29 | 16.4% | 心疾患 | 26 | 14.7% |
| 35～39 歳 | 悪性新生物 | 59 | 24.1% | 自殺 | 58 | 23.7% | 不慮の事故 | 29 | 11.8% |
| 40～44 歳 | 悪性新生物 | 114 | 28.7% | 自殺 | 78 | 19.6% | 心疾患 | 45 | 11.3% |
| 45～49 歳 | 悪性新生物 | 152 | 33.7% | 自殺 | 61 | 13.5% | 心疾患 | 63 | 14.0% |
| 50～54 歳 | 悪性新生物 | 247 | 37.4% | 心疾患 | 118 | 17.9% | 自殺 | 68 | 10.3% |
| 55～59 歳 | 悪性新生物 | 527 | 44.9% | 心疾患 | 155 | 13.2% | 脳血管疾患 | 89 | 7.6% |
| 60～64 歳 | 悪性新生物 | 1,060 | 46.6% | 心疾患 | 354 | 15.5% | 脳血管疾患 | 130 | 5.7% |

資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 高松市の自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

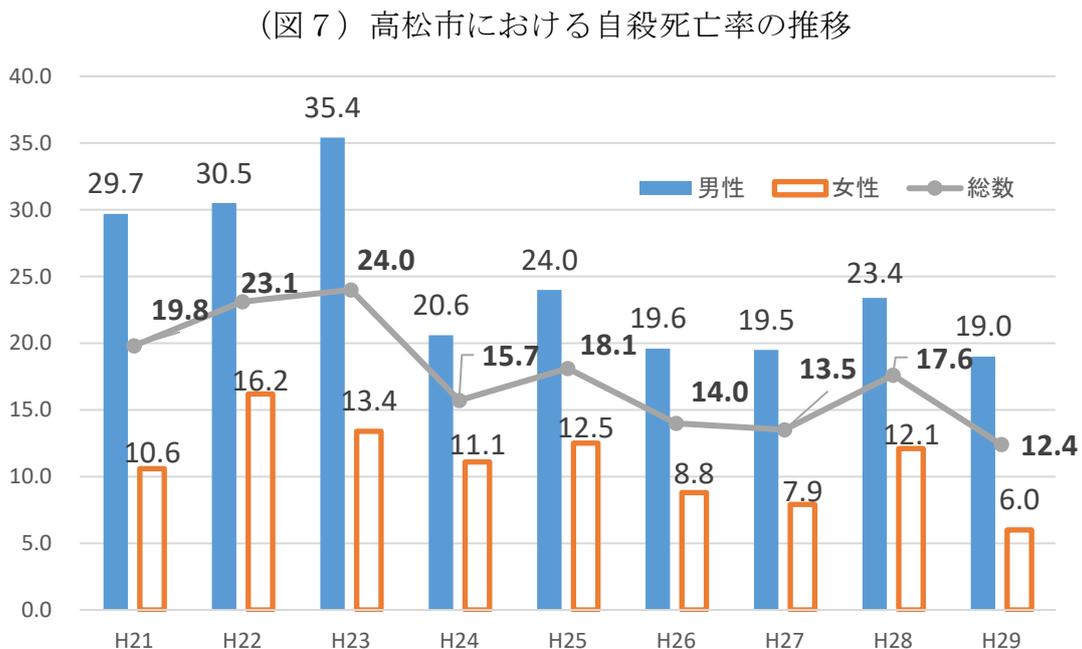
本市の自殺者数は平成23年をピークに減少傾向にあり、平成29年は52人で、ピーク時の約半分になっています。男女比では、男性が2～3倍多い傾向が続いています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

(2) 自殺死亡率の推移

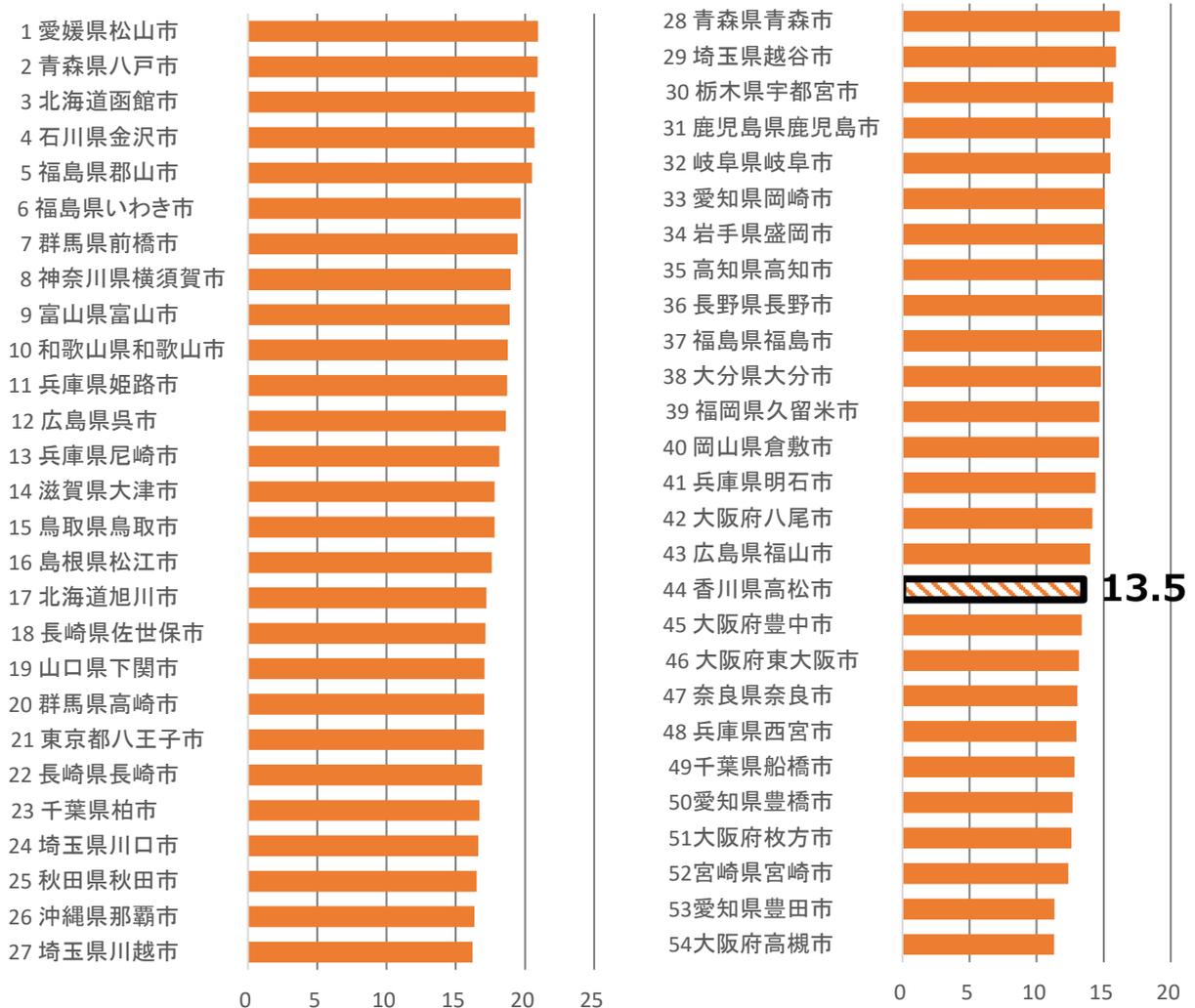
本市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、平成23年をピークに減少傾向にあり、平成29年は12.4となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（香川県が香川県人口移動調査報告を用いて計算）

中核市別自殺死亡率を比較すると、本市は高い方から数えて44位となっています。

(図8) 中核市別自殺死亡率の比較 (平成29年)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・居住地】

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について

自殺者数に関する統計については、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の2種類を用途に応じて使い分けています。主な違いは次のとおりです。

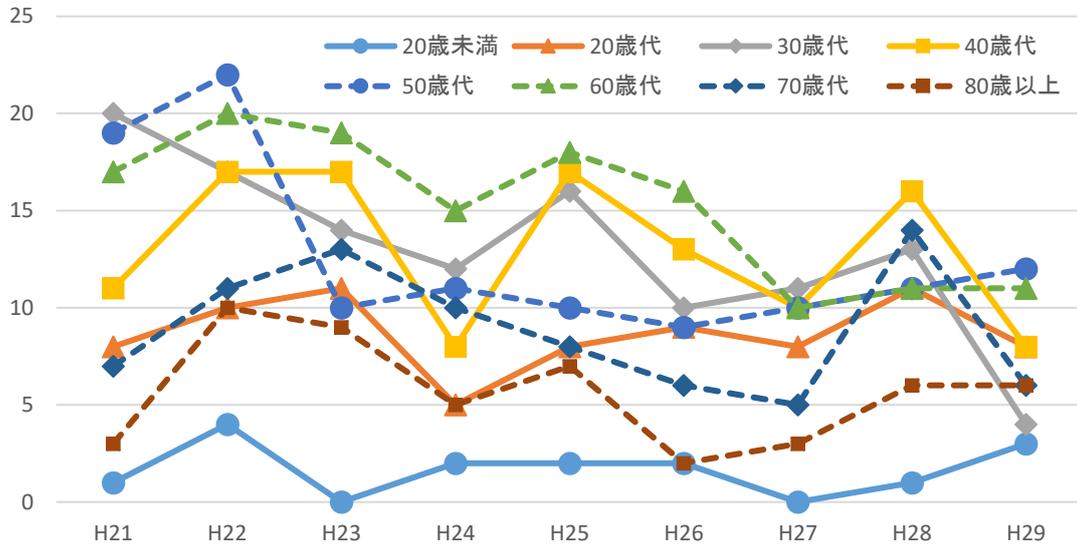
| | 厚生労働省「人口動態統計」 | 警察庁「自殺統計」 |
|------|---------------|--------------------|
| 調査対象 | 日本における日本人 | 総人口（日本における外国人も含む。） |
| 調査時点 | 住所地を基に死亡時点で計上 | 発見地を基に発見時点で計上 |

また、警察庁「自殺統計」については、警察庁からデータ提供を受けた厚生労働省自殺対策推進室が再集計を行い、都道府県、市区町村別のより詳細な資料を「地域における自殺の基礎資料」として公開しています。「地域における自殺の基礎資料」は発見地・発見日で計上したデータの他にも、居住地・自殺日等で計上したデータがあり、本計画においても使用しています。

(3) 年齢階級別の自殺者数

本市における年齢階級別の自殺者数は、平成23年から平成26年までは「60歳代」が高い水準で推移していましたが、近年は減少しています。

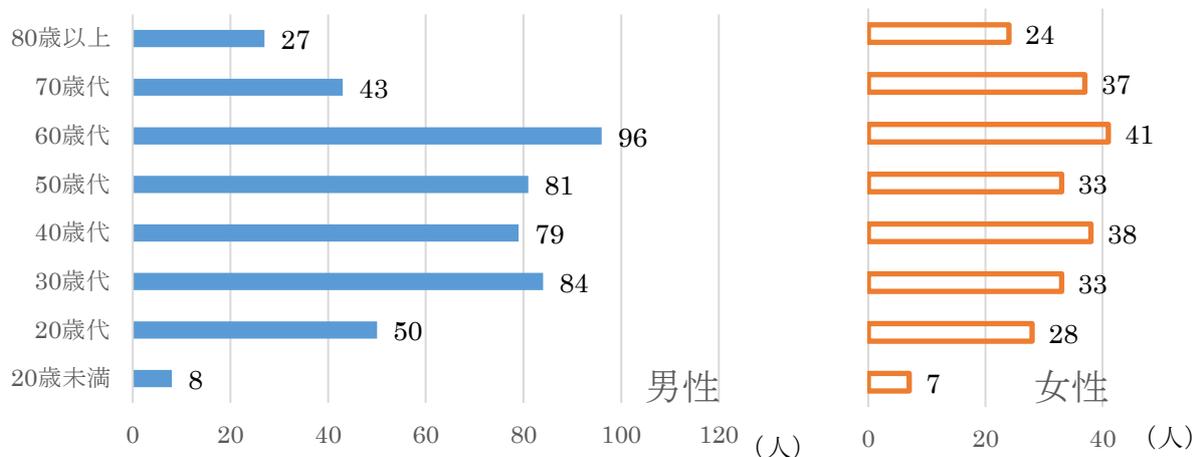
(人) (図9) 高松市における年齢階級別の自殺者数の推移(平成21年～29年)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

また、平成21年から平成29年までの年齢階級別自殺者数の合計をみると、男性は「30歳代から60歳代」のいわゆる働き盛りの年代が多くなっています。女性は、男性のように特定の年代が突出はしておらず、男性に比べて「60歳代以上」の高齢者の割合が高くなっています。

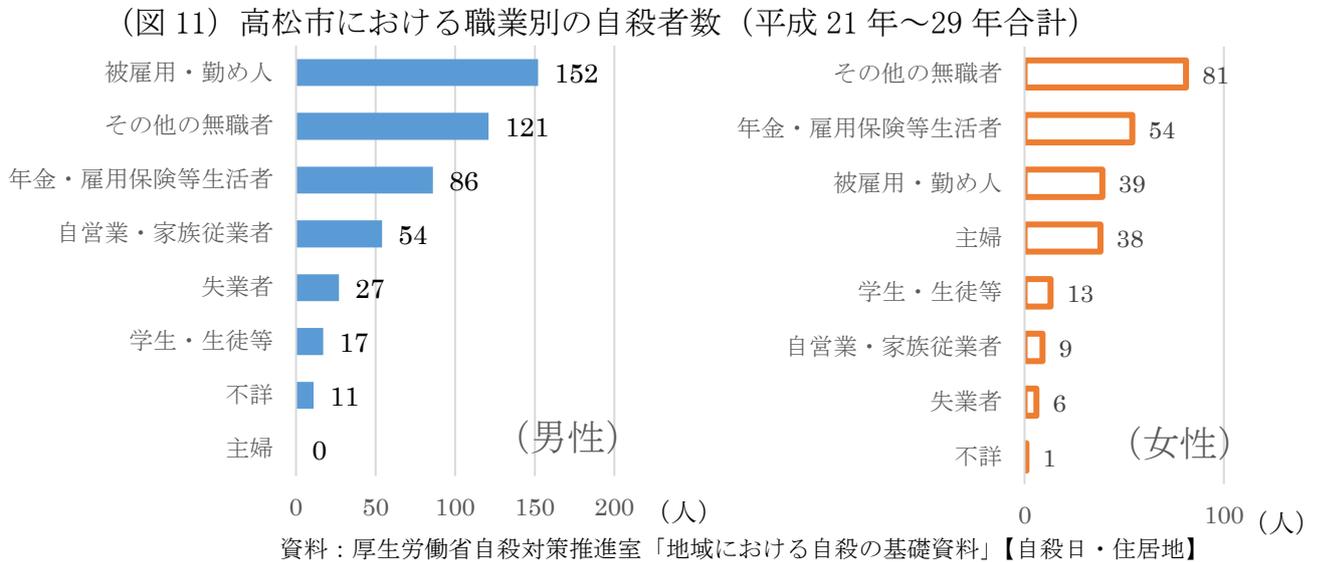
(図10) 高松市における年齢階級別の自殺者数(平成21年～29年合計)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

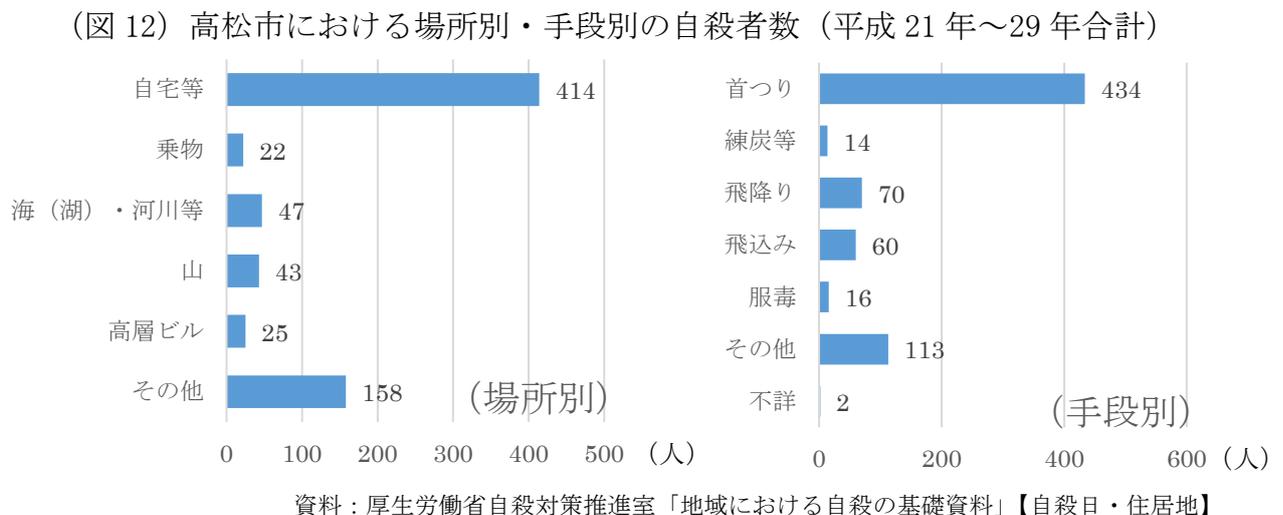
(4) 職業別の自殺者数

本市における職業別の自殺者数は、男性は、「被雇用・勤め人」、「その他の無職者」、「年金・雇用保険等生活者」の順で多く、女性は、「その他の無職者」、「年金・雇用保険等生活者」、「被雇用・勤め人」の順で多くなっています。



(5) 場所別・手段別の自殺者数

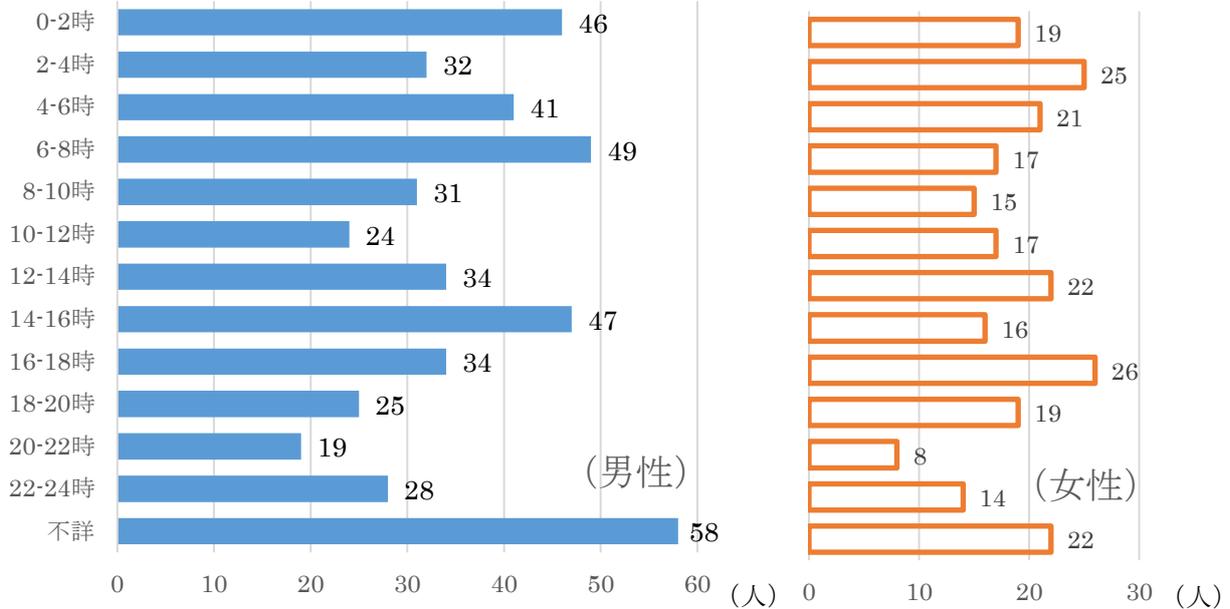
本市における場所別の自殺者数は、「自宅等」が最も多く、手段別の自殺者数は、「首つり」が最も多くなっています。



(6) 時間帯別の自殺者数

本市における時間帯別の自殺者数は、男性は、不詳を除くと「6～8時」が最も多く、女性は、「16～18時」が最も多くなっています。

(図13) 高松市における時間帯別の自殺者数 (平成21年～29年合計)

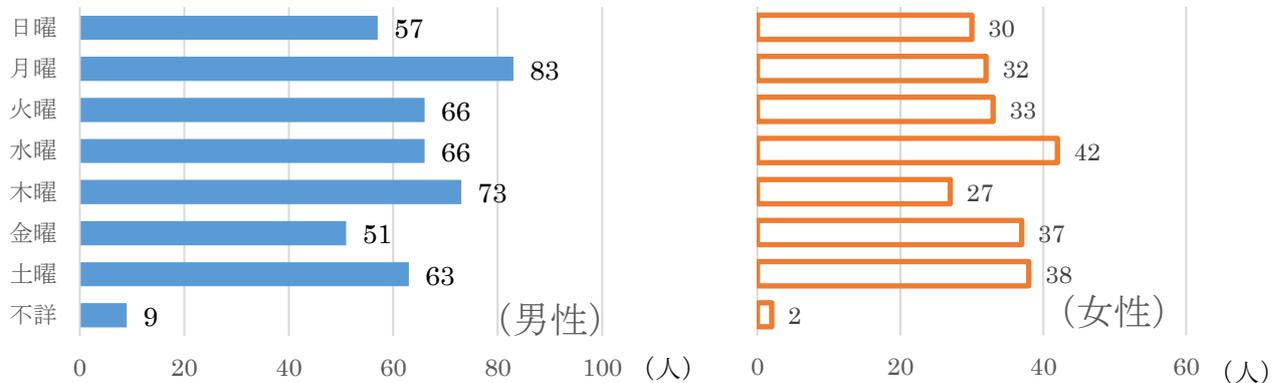


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(7) 曜日別の自殺者数

本市における曜日別の自殺者数は、男性は、「月曜」、「木曜」が多く、女性は、「水曜」、「土曜」が多くなっています。

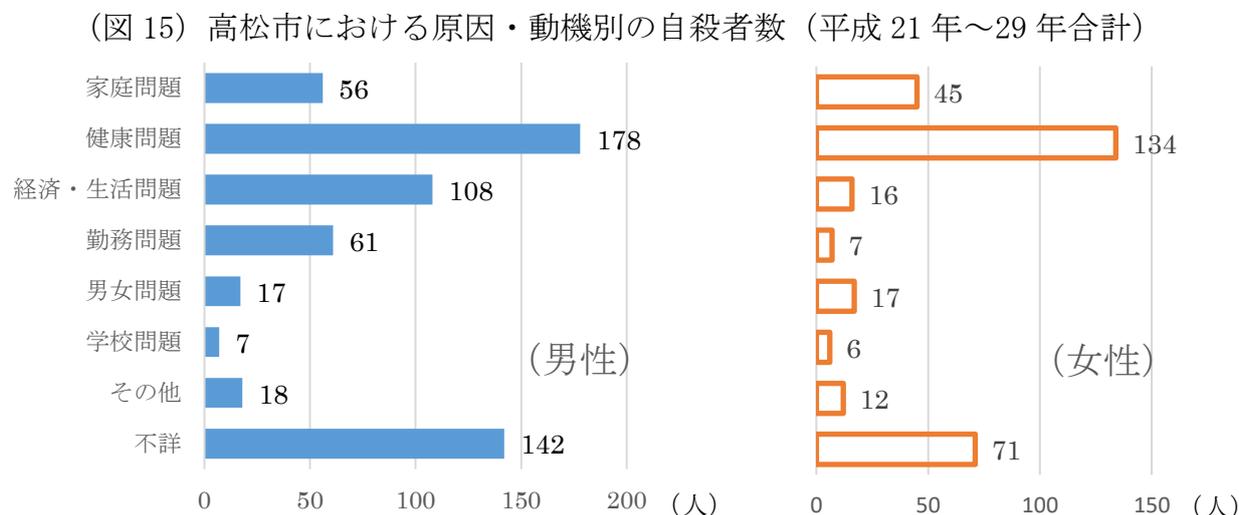
(図14) 高松市における曜日別の自殺者数 (平成21年～29年合計)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(8) 原因・動機別の自殺者数

本市における原因・動機別の自殺者数は、男性、女性ともに「健康問題」が最も多く、次に、不詳を除き、男性は「経済・生活問題」、女性は「家庭問題」が多くなっています。



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

※複数の項目に該当するものがあるため、各項目の和は合計に一致しない。

◆健康問題に分類される原因・動機を詳しくみると、男性、女性ともに「病気の悩み・影響 (うつ病)」が最も多く、次に「身体の悩み (身体の病気)」が多くなっています。

(表 2) 高松市における健康問題に分類される原因・動機別自殺者数の割合 (平成 21 年～29 年合計)

| | 身体の悩み (身体の病気) | 病気の悩み・影響 | | | | | 身体障害 の悩み | その他 |
|----|------------------|----------|-------|--------------|------|--------------|-------------|------|
| | | うつ病 | 統合失調症 | アルコール 依存症 | 薬物乱用 | その他の 精神疾患 | | |
| 総数 | 32.9% | 45.8% | 8.0% | 1.7% | 0.7% | 7.3% | 0.7% | 3.0% |
| 男性 | 38.9% | 42.5% | 6.0% | 0.6% | 0.6% | 6.0% | 0.6% | 4.8% |
| 女性 | 25.4% | 50.0% | 10.4% | 3.0% | 0.7% | 9.0% | 0.7% | 0.7% |

資料：自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計したデータより高松市保健センター作成

【発見日・発見地】

本市における原因・動機のうち、「病気の悩み・影響（うつ病）」、「身体の悩み（身体の病気）」について年齢階級別にみると、「病気の悩み・影響（うつ病）」は20歳代の男性が83.3%、50歳代の女性が68.4%と最も高く、「身体の悩み（身体の病気）」は60歳代から割合が高くなり、男性、女性ともに80歳代が最も高くなっています。

（表3）高松市における年齢階級別にみた「病気の悩み・影響（うつ病）」・「身体の悩み（身体の病気）」を原因・動機とした自殺者数の割合（平成21年～29年合計）

| | 病気の悩み・影響(うつ病) | | | 身体の悩み(身体の病気) | | |
|-------|---------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | 計 | 男性 | 女性 | 計 | 男性 | 女性 |
| 総数 | 45.8% | 42.5% | 50.0% | 32.9% | 38.9% | 25.4% |
| 20歳未満 | 25.0% | 0.0% | 33.3% | 25.0% | 0.0% | 33.3% |
| 20歳代 | 73.3% | 83.3% | 66.7% | 6.7% | 0.0% | 11.1% |
| 30歳代 | 51.0% | 54.5% | 48.3% | 19.6% | 18.2% | 20.7% |
| 40歳代 | 58.7% | 59.3% | 57.9% | 15.2% | 25.9% | 0.0% |
| 50歳代 | 58.3% | 51.7% | 68.4% | 20.8% | 27.6% | 10.5% |
| 60歳代 | 37.5% | 30.0% | 50.0% | 45.3% | 52.5% | 33.3% |
| 70歳代 | 33.3% | 26.9% | 43.8% | 45.2% | 50.0% | 37.5% |
| 80歳以上 | 22.6% | 25.0% | 20.0% | 71.0% | 75.0% | 66.7% |

資料：自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計したデータより高松市保健センター作成

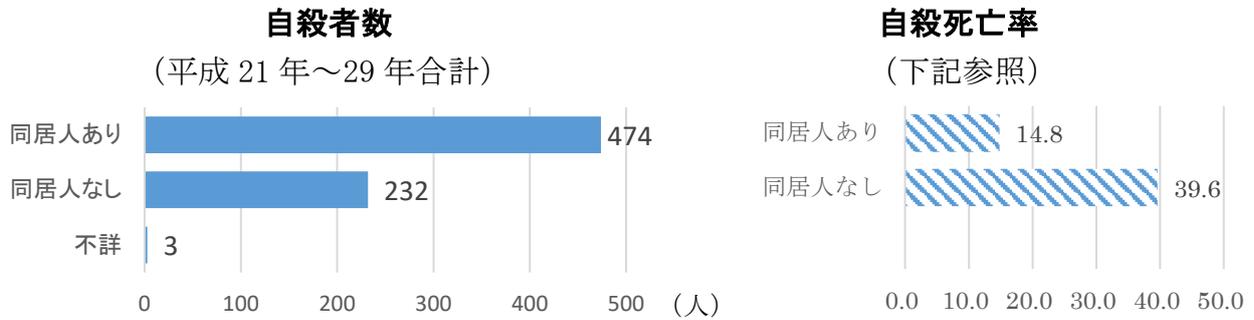
【発見日・発見地】

（表2）（表3）から、うつ病を原因・動機とした自殺が多くなっていますが、「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」（本計画2ページの図2参照）こと、また、自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等を発症していたりすることから、うつ病に至るまでの危機経路に着目する必要があります。

(9) 同居人の有無別の自殺者数

本市における同居人の有無別自殺者数は、「同居人あり」が「同居人なし」の約2倍となっています。一方、同居人の有無別自殺死亡率は、「同居人なし」が「同居人あり」の約2.6倍となっています。

(図16) 高松市における同居人の有無別の自殺者数・自殺死亡率



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(表4) (参考)「高松市における同居人の有無別の自殺者率」算定に使用した数値

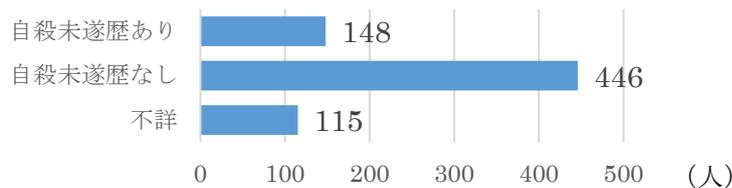
| | 自殺者数 (平成21年～29年の平均) | 人口 (平成27年度国勢調査より) |
|-------|------------------------|----------------------|
| 同居人あり | 52.7人 | 355,666人 |
| 同居人なし | 25.8人 | 65,082人 |

資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】、
高松市公式ホームページ「平成27年国勢調査：人口など基本集計」より保健センター作成

(10) 自殺未遂歴の有無別の自殺者数

本市における自殺未遂歴の有無別の自殺者数は、「自殺未遂歴なし」が「自殺未遂歴あり」の約3倍となっています。

(図17) 高松市における自殺未遂歴の有無別の自殺者数
(平成21年～29年合計)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」【自殺日・住居地】

(11) 高松市の自殺の特徴（高松市 地域自殺実態プロフィール【2017】）

国の自殺総合対策推進センターにおいて、自殺の実態を分析した「自殺実態プロフィール」が示されました。「自殺実態プロフィール」における分析によると、本市における性・年代等の特性でみた主な自殺の特徴は、次のとおりです。

(表5) 地域の主な自殺の特徴（平成24年～28年合計）

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 自殺死亡率* | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|------------------|-------------|------|--------|----------------------------------|
| 1位：男性 60歳以上無職同居 | 31 | 8.6% | 20.8 | 失業（退職）→生活苦→介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺 |
| 2位：女性 60歳以上無職同居 | 31 | 8.6% | 13.2 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 3位：男性 40～59歳有職同居 | 27 | 7.5% | 13.2 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 4位：男性 40～59歳無職同居 | 25 | 6.9% | 159.2 | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| 5位：男性 60歳以上無職独居 | 25 | 6.9% | 82.3 | 失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |

資料：自殺総合対策推進センター提供資料（警視庁「自殺統計」【自殺日・住居地】を特別集計）

*人口は平成27年国勢調査を使用

**「自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）」を参考に全国的にみて代表的と考えられる経路を示したもの

そして、「地域の自殺の特徴」の上位の3区分に性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定された、本市において推奨される重点パッケージ（地域において優先的な課題となりうる施策）としては、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が挙げられています。

（参考：香川県の重点パッケージ「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」）

（参考）**重点パッケージ**：平成29年7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策について、詳しく提示したもの

◆重点パッケージの種類

子ども・若者：児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭にいた対策

勤務・経営：全自殺者の4割近くを占める有職者への対策

生活困窮者：背景に、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えている生活困窮者への対策

無職者・失業者：同世代の有職者に比べ、自殺率が高い勤労世代の無職者への対策

高齢者：高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要な高齢者への対策

ハイリスク地：居住者ではない自殺念慮者が集まるハイリスク地における自殺対策

震災等被災地：様々なストレス要因を抱える大規模災害の被災者への対策

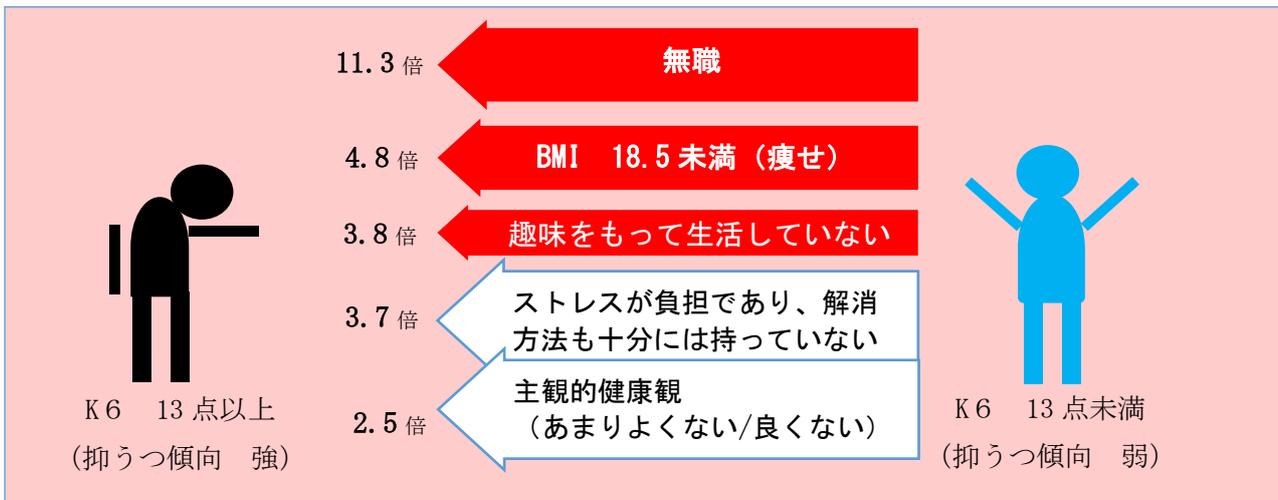
自殺手段：飛降り、飛込み、服毒、ガス（練炭による一酸化炭素、硫化水素等）などの物理的手段への対策として、自殺のリスクの高い人が、自殺手段に近づきにくくする対策

(12) 平成29年度 高松市民の健康づくりに関する調査

「高松市健康都市推進ビジョン」の進捗状況及び平成30年度の見直しの基礎資料とするための「高松市民の健康づくりに関する調査」の実施に合わせて、K6（ケイシックス：抑うつ尺度）を用いた質問を追加し、他の質問項目との関連を調査し分析しました。

※ 調査対象：18歳以上の市民から無作為抽出した男女3,000人
回収率47.4%（有効回答数1,394人）

■ 結果分析により、K6と関連が強い特徴は以下のとおりです。（図18）



■ 分析に使用したのは以下の手法です。

（表6）高松市民の健康づくりに関する調査（平成29年度）

| 問10 下記のそれぞれの質問について過去1か月の間、どのようでしたか (各項目ごとで当てはまる番号に1つ、○をつけてください) | | | | | |
|--|-----|------|------|------|------|
| | いつも | たいてい | ときどき | 少しだけ | 全くない |
| ア 神経過敏に感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ 絶望的だと感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ そわそわしたり、落ち着きなく感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ 気分が沈みこんで、何が起ころうとも、気が晴れないように感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ 何をしても骨折れだと感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ 自分は価値のない人間だと感じましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※分析は、全くない=0点、少しだけ=1点、ときどき=2点、たいてい=3点、いつも=4点で集計。

●K6（ケイシックス）とは、米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。

●点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると言われております（点数の範囲は0～24点）。

第3章 自殺対策の基本方針（5つの基本方針）

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱における基本方針を勘案して、以下の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

また、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

さらに、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(図19) 三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市町、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

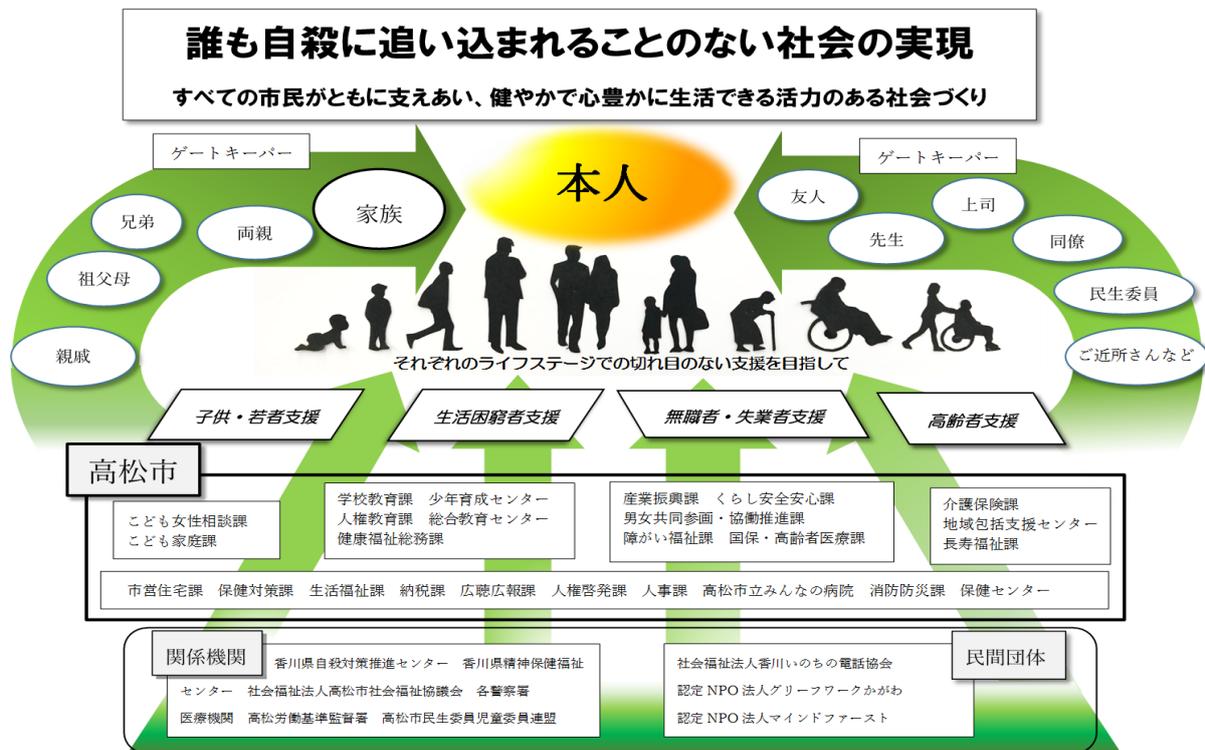
本市の自殺対策における市、関係機関・関係団体、民間団体、企業及び市民の果たすべき役割は、次のとおりと考えられます。

| | |
|--------------|--|
| 市 | <p>生きることの包括的な支援である自殺対策の原点は、住民の暮らしの場です。住民サービスを担う地方行政の実施主体として、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定し、住民一人一人の身近な行政主体として、国・県と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。</p> <p>住民にもっとも身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとして、地域の特性に応じた自殺対策を推進していく中心的な役割を担います。</p> |
| 関係機関 関係団体 | <p>保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する関係機関、専門職の職能団体、大学・学術団体等、直接関係はしませんがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画することが求められます。</p> |
| 民間団体 | <p>地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動も、ひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、県、市等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画することが求められます。</p> |

第3章 自殺対策の基本方針（5つの基本方針）

| | |
|-----|--|
| 企 業 | <p>企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ること等により、自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画することが期待されます。</p> |
| 市 民 | <p>市民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての、自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということを理解することが重要です。</p> <p>また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにすることが必要です。</p> <p>このようなことから、自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のため、主体的に自殺対策に取り組むことが期待されます。</p> |

(図 20) 支援イメージ図



第4章 12の重点施策



「第2章高松市の自殺の現状」を踏まえ、本市における自殺の実態、実情に応じて当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、以下の「12の重点施策」を挙げます。

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を受け、自殺対策を推進していく
- 2 市民一人一人の気づきと見守りを促す
- 3 自殺対策の推進に資する情報の収集及び提供等を図る
- 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者、高齢者の自殺対策を推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を推進する

この12の重点施策の取組については、

①市の取組：市役所各課の取組

②関係機関の取組：県及び関係機関の取組

③民間協力団体の取組：高松市自殺対策推進会議委員の所属する民間団体の取組

- ・社会福祉法人 香川いのちの電話協会
- ・認定NPO法人 グリーフワークかがわ
- ・認定NPO法人 マインドファースト

に分けて記載しています。

内容の欄の末尾にある【再掲（数字）】は、12項目のうち、重複して記載している項目を示しています。

重点施策1 地域レベルの実践的な取組への支援を受け、 自殺対策を推進していく



<施策の方向>

香川県自殺対策推進センター（県障害福祉課）と連携して高松市自殺対策計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進するため、地域の人材・資源を把握し、また様々な分野の取組を密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制を整備します。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| 自殺対策計画の策定と推進 | 香川県自殺対策推進センター（県障害福祉課）と協力・連携して、高松市自殺対策計画を策定し、計画に基づき関係機関等の協力を得て各種施策を推進します。 | 保健センター |
| 関係機関等との連携とネットワークの強化 | 行政、関係機関、民間団体等で構成された高松市自殺対策推進会議により、自殺対策に係る連携を強化し、ネットワークづくりを推進します。 | 保健センター |

重点施策2 市民一人一人の気づきと見守りを促す



<施策の方向>

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動、教育活動等を通じた理解促進と普及啓発を行います。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| 自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発の実施 | 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）において啓発活動を実施します。 | 保健センター |
| | 労政だより（中小企業等を対象に配布する広報紙）に「自殺予防週間（うつ病等自殺予防に係る）」に関する記事を掲載し、配布します。 【再掲12】 | 産業振興課 保健センター |
| 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 | 「強めよう絆」月間による、いじめのない学校づくりの推進の中で、自他の命を尊重する教育を推進します。 【再掲11】 | 人権教育課 |
| 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発の推進 | 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識、こころの悩みの相談窓口情報等について、ホームページ・広報紙等を活用し、普及啓発を行います。 | 保健センター |
| | 地域・職域においてゲートキーパーに関しての普及啓発を行います。 【再掲4】 | |

| 項 目 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------|
| うつ病を始めとする精神疾患知識の普及啓発の推進 | こころの健康セミナー、うつ病家族教室を開催し、うつ病を中心とした精神疾患への理解を広めます。 【再掲4】 | 保健センター |
| | アルコール問題を考える家族のつどい、アルコールセミナー等を開催し、アルコールと自殺の関連について、知識の普及に努めます。 【再掲4】 | |
| | 地域・職域において、心の健康に関する研修・啓発を行います。 【再掲4、5】 | |

■ 関係機関の取組

| 項 目 | 内 容 | 担 当 |
|-----------------------------|--|---------------|
| 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発の推進 | 《ゲートキーパー普及啓発事業》 要請のあった団体等に講師を派遣し、ゲートキーパー養成のための研修会を実施します。 (通年：15回) 【再掲4、5】 | 香川県精神保健福祉センター |
| 自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発の実施 | 《自殺予防啓発キャンペーン》 ①世界自殺予防デー及び自殺対策等強化月間における新聞、ラジオ、広告紙等による啓発を行います。 (相談窓口の周知とゲートキーパーの普及) ②自殺予防週間・自殺対策強化月間における民間団体等と連携した街頭キャンペーン及び普及啓発資材の配布を行います。 (相談窓口の周知とゲートキーパーの普及) 《ホームページ上での普及啓発活動》 年間を通じた県のホームページ上での自殺対策に係る普及啓発を行います。 | 香川県 |

重点施策3 自殺対策の推進に資する情報の収集及び提供等を図る



＜施策の方向＞

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺に関する情報収集や自殺対策の推進に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を自殺対策の各種事業・取組に活かします。

■市の取組

| 項 目 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|--------|
| 自殺の実態や自殺対策の実施状況に関する情報の収集、提供 | 国及び県のデータを収集し、高松市における自殺傾向の実態や自殺対策の実施状況に関する情報を関係機関等に提供します。 | 保健センター |

重点施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る



<施策の方向>

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」等の役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。

また、民生委員・児童委員やボランティア等、地域で自殺対策に取り組む人・団体等との連携を深め、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 様々な分野でのゲートキーパーの養成 | 地域・職域においてゲートキーパーに関する普及啓発を行います。 【再掲2】 | 保健センター |
| | 市職員に対し、ゲートキーパーに関する研修を実施し、自殺対策に係る人材の資質向上に努めます。 | |
| セミナー・研修の開催 | こころの健康セミナー、うつ病家族教室を開催し、うつ病を中心とした精神科疾患への理解を広めます。 【再掲2】 | 保健センター |
| | アルコール問題を考える家族のつどい、アルコールセミナー等を開催し、アルコールと自殺の関連について、知識の普及に努めます。 【再掲2】 | |
| | 地域・職域において心の健康に関する研修・啓発を行います。 【再掲2、5】 | |
| 地域保健スタッフの資質の向上 | 保健師等を対象に自殺対策に関する研修を実施するとともに、各種研修の実施により、自殺対策に係る人材の資質向上に努めます。 | 保健センター |
| 支援者等への支援 | 市民に対する的確な支援をするため、市職員のメンタルサポートを行います。 | 人事課 |

■関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|-------------------|--|-------------------|
| 様々な分野でのゲートキーパーの養成 | 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図ります。 ・メンタルヘルス講座を実施している、教育機関（香川大学医学部）と連携を図ります。 ・地域でのゲートキーパーの養成に努めます。 | 高松市民生委員 児童委員連盟 |
| | 《ゲートキーパー普及啓発事業》 要請のあった団体等に講師を派遣し、ゲートキーパー養成のための研修会を実施します。 (通年：15回) 【再掲2、5】 | 香川県精神保健 福祉センター |
| セミナー・研修の開催 | 《自殺予防のための対応力向上事業》 自殺に結びつく様々な問題の理解とその対応を学ぶ研修会を開催します。(年1回) 【再掲5】 | 香川県精神保健 福祉センター |
| | 《ピアサポーター活用事業(研修等)》 心の病を抱える当事者の視点を重視した支援を活用することで、当事者同士によるケア効果や地域での精神障害に対する理解促進を図るため、ピアサポーターを養成し、ピアサポーター活用事業を実施します。 | 香川県 |
| 専門職に対する研修・育成 | 「地域支え合い推進員設置事業」や「生活困窮者自立相談支援事業」を実施している中、高松市内44地区に担当職員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置しています。 自殺願望がある方への相談支援を含めた個別支援(福祉課題・生活課題)に対応するため、職員の相談援助技術の向上等の人材育成に努めます。 | 高松市社会福祉 協議会 |
| | 《かかりつけ医うつ病対応力向上対策研修事業》 一般社団法人香川県医師会に委託して、かかりつけ医を対象に、うつ病の早期発見早期治療のためのメンタルヘルス対策研修を行います。 | 香川県 |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|-------------------|--|-----------------------|
| セミナー・研修の開催 | ≪相談員研修≫（月1回） 自殺予防カウンセリングやピア電話相談に従事している相談支援者に対して、スーパービジョンやコンサルテーションを実施します。 | 認定NPO法人 マインドファースト |
| | 自殺予防対応者の人材養成に取り組みます。 | 社会福祉法人 香川いのちの電話協会 |
| 家族や知人等を含めた支援者への支援 | ≪ファミリーカウンセラー養成講座≫ 家族の絆を回復させることが、自殺問題と自殺予防のニードにつながるという視点とスキルをもった相談援助者を養成するために、6回シリーズで演習を行います。 | 認定NPO法人 マインドファースト |
| | ≪グリーフワークカウンセラー養成講座≫ 対象喪失、とりわけ死別という現象への理解を深めるとともに、精神的健康問題の援助という視点から、その基礎を学び、グリーフカウンセリングに必要な知識や技能を身に付けることを目的として、6回シリーズで開催します。 | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ |



<施策の方向>

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等、心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策等職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を推進します。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|-----------------|
| 地域における心の健康づくりの推進及び推進体制の整備 | 高松市自殺対策推進会議やネットワーク会議等を開催し、市の内外の関係機関との連携を密にし、ネットワークを構築します。 【再掲6、10】 | 保健センター |
| | 地域・職域において心の健康に関する研修・啓発を行います。 【再掲2、4】 | |
| | 「こころの体温計システム」の啓発を行い、市民一人一人の心の健康意識の向上に寄与します。 【再掲7】 | |
| 健康経営の普及促進 | 地元中小企業の従業員の健康づくり（こころの健康等）の取組を評価し、表彰を実施します（中小企業アワード（仮称））。また、こころの健康づくりに関する出前講座を実施します。 【再掲12】 | 保健センター 産業振興課 |
| 学校における心の健康づくりの推進及び推進体制の整備 | 学校現場において、相談業務体制を整備します。また、必要に応じ、他の専門相談機関の情報も紹介します。 【再掲7、11】 | 学校教育課 |
| | 適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」等不登校児童生徒の居場所を提供し、支援するほか、不登校の相談にも応じて、社会的孤立を防止します。 【再掲11】 | 総合教育センター |
| | いじめ110番電話で、いじめの相談に対応します。 【再掲11】 | |

■関係機関の取組

| 項 目 | 内 容 | 担 当 |
|----------------------------------|---|----------------------|
| <p>地域における心の健康づくりの推進及び推進体制の整備</p> | <p>《ゲートキーパー普及啓発事業》 要請のあった団体等に講師を派遣し、ゲートキーパー養成のための研修会を実施します。 (通年：15回) 【再掲2、4】</p> | <p>香川県精神保健福祉センター</p> |
| | <p>《自殺予防のための対応力向上事業》 自殺に結びつく様々な問題の理解とその対応を学ぶ研修会を開催します。 (年1回) 【再掲4】</p> | |



<施策の方向>

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組を推進します。また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|----------|
| 精神保健福祉に関する相談の充実 | こころの健康相談を実施し、心の健康を支援します。 【再掲7】 | 保健センター |
| | 育児ストレスや産後うつ、また子どもや家庭に関する相談、女性が抱える悩みの相談に対応します。 【再掲7、11】 | こども女性相談課 |
| | 医療相談窓口において、その相談内容を踏まえ、市関係課、相談支援事業所等の関係機関や福祉制度を紹介します。 【再掲7】 | 保健対策課 |
| 精神科医療、保健、福祉等のネットワークの構築 | 自殺未遂者が入院した場合、専門分野の受診を勧めます。また、退院時には切れ目のない支援が受けられるよう、市関係課に情報提供を行います。 【再掲8】 | みんなの病院 |
| | 高松市自殺対策推進会議やネットワーク会議等を開催し、市の内外の関係機関との連携を密にし、ネットワークを構築します。 【再掲5、10】 | 保健センター |
| | 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（乳児家庭全戸訪問事業、産婦健康診査の費用助成、産後ケア事業等）を行います。また、支援ネットワークを構築し専門機関と協働して支援を行います。 【再掲7、10】 | |

■ 関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--|---------------|
| 精神保健福祉に関する相談の充実 | <p>《自殺未遂者訪問支援事業》</p> <p>自殺未遂者の身体的治療が終了した後、精神保健福祉的な支援が受けられるよう援助するなど、自殺のハイリスク者からの相談に対応します。県立中央病院との連携により実施します。</p> <p>(通年：随時)</p> <p style="text-align: right;">【再掲8】</p> | 香川県精神保健福祉センター |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|-----------------|---|----------------------|
| 精神保健福祉に関する相談の充実 | <p>《自殺予防カウンセリング「心の危機の相談（クライシス サポート カウンセリングCSC）》</p> <p>広く心の危機にある人たちに対する相談の窓口を開設し、自殺予防のための個別面接カウンセリングを行います。また、必要に応じて、アウトリーチ（訪問サービス）による相談支援も行います。</p> <p style="text-align: right;">【再掲7】</p> | 認定NPO法人 マインドファースト |
| | <p>《メンタルヘルスユーザーの居場所「ぴあワークス」》（月1回）</p> <p>ハイリスク者になりやすいメンタルヘルスユーザーの分かち合いのグループ（ピアサポートグループ）を作り、月1回の定期開催を基本として、当事者の居場所を作ります。</p> <p style="text-align: right;">【再掲7】</p> | |
| | <p>《ピア電話相談：ピアサポートライン(PSL)》（週1回）</p> <p>自ら精神的病を経験し、かつ克服しつつある者が、体験を共有し得るピア（仲間）として、メンタルヘルス問題を抱えた人たちとその家族や関係者のwell-being(健康、福祉、良好な状態)の向上を図ることを目的に電話相談を行います。</p> <p style="text-align: right;">【再掲7】</p> | |



重点施策7 社会全体の自殺リスクを低下させる

＜施策の方向＞

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉を始め、様々な分野において、地域での支援・相談体制の充実や相談窓口情報等のわかりやすい発信をするとともに、自殺対策に資する居場所づくりなどに取り組みます。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|--------------------------------|---|-----------------|
| 地域における相談体制の充実と相談窓口情報等のわかりやすい発信 | 「女性こころの相談」を始め、女性のための相談体制を充実します。 | 男女共同参画・協働推進課 |
| | 性的少数者（LGBT）問題への対応として、周知啓発等を行い、すべての人が性に関係なく自分らしく生きることができるまちを目指します。 | |
| | 消費生活相談を始めとする様々な相談に耳を傾け、必要があれば専門機関につなげます。 【再掲 11】 | くらし安全安心課 |
| | ホームページ、広報紙等に相談窓口の情報を掲載します。 | 広聴広報課 保健センター |
| | 市民相談コーナーにおいて、必要があれば、他の相談窓口を紹介します。 | 広聴広報課 |
| | 高松市若者支援協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るほか、若者支援サポートブックを作成・配布する等、社会生活に困難を有する若者とその家族に対する各種支援施策を実施し、若者が自立・活躍できるよう支援します。 【再掲 10、11】 | 健康福祉総務課 |
| 訪問等により、積極的な支援を行います。 | 生活福祉課 | |

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|------------------------------------|--|-------------------|
| 地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信 | 民生委員・児童委員と連携して地域で生活する高齢者の相談体制を充実し、社会的孤立を防ぎます。 【再掲 10、11】 | 地域包括支援センター |
| | 高齢者を対象とした様々な相談支援をできる限りワンストップで行い、必要に応じて専門機関につなぎます。 【再掲 11】 | |
| | 医療相談窓口において、その相談内容を踏まえ、市関係課、相談支援事業所等の関係機関や福祉制度を紹介します。 【再掲 6】 | 保健対策課 |
| | ひとり親世帯等の各種相談において、自殺に関連した事象に早期に気づき、必要があれば専門機関につなぎます。 | こども家庭課 |
| | 学校現場において、相談業務体制を整備します。また、必要に応じ、他の専門相談機関の情報も紹介します。 【再掲 5、11】 | 学校教育課 |
| | こどもスマイルテレホン（子どもに関わる相談全般）及び一般電話等で子どもの悩みの相談に応じます。 【再掲 11】 | 少年育成センター |
| | 夏季休業前に高松市内小中学校児童生徒及び高等学校生徒へ、相談カードを配布します。 【再掲11】 | |
| | 「こころの体温計システム」の啓発を行い、市民一人一人の心の健康意識の向上に寄与します。 【再掲 5】 | 保健センター |
| こころの健康相談を実施し、心の健康を支援します。 【再掲 6】 | | |
| 経営者に対する相談事業の実施 | 滞納者の生活状況に応じた納付計画を立てるほか、必要に応じて、関係機関の相談窓口を紹介します。 | 納税課 (債権回収室含む。) |

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-----------|
| 地域における包括的な支援体制の充実 | 多機関の協働による包括的支援体制構築事業及び地域力強化推進事業を実施します。 | 健康福祉総務課 |
| 生活困窮者等への支援の充実 | 保険料滞納者等から、窓口等で、相談を受けた場合、必要に応じ、関係機関と連携しながら対応します。 | 国保・高齢者医療課 |
| | 生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。 | 生活福祉課 |
| | 子どもの貧困対策コーディネーターを配置し、子どもの貧困に関する相談に応じるとともに、関係機関・団体等との連携を図ります。 【再掲 11】 | こども女性相談課 |
| ひきこもりへの支援の充実 | ひきこもりに関連する事業を実施し、ひきこもり対策を推進します。 【再掲 11】 | 保健センター |
| 妊産婦への支援の充実 | 育児ストレスや産後うつ、また、子どもや家庭に関する相談、女性が抱える悩みの相談に対応します。 【再掲 6、11】 | こども女性相談課 |
| | 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（乳児家庭全戸訪問事業、産婦健康診査の費用助成、産後ケア事業等）を行います。また、支援ネットワークを構築し専門機関と協働して支援を行います。 【再掲 6、10】 | 保健センター |
| 高齢者への支援の充実 | 《たかまつ介護相談専用ダイヤル》 24時間365日利用できる相談ダイヤルを設置し、高齢者や家族の日常の様々な相談に応じるほか、介護疲れ等の支援を行います。 【再掲 11】 | 長寿福祉課 |
| | 《相談窓口》 高齢者自身の悩みを聴き、必要な支援につなげます。 【再掲 11】 | |

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|-------------|--|------------|
| 高齢者への支援の充実 | <p>《在宅福祉サービス》</p> <p>高齢者の外出を促進する福祉タクシー助成や、配食サービスを提供する等、いきいきと生活することのできる日常生活の充実を図ります。 【再掲11】</p> | 長寿福祉課 |
| | <p>《高齢者居場所づくり事業・高齢者見守り事業》</p> <p>高齢者が地域で孤立することを防ぎ、地域のつながりを強化します。 【再掲11】</p> | |
| | <p>介護者に対し、より良い介護が行えるような情報提供を行います。 【再掲 11】</p> | 介護保険課 |
| | <p>民生委員・児童委員と連携して地域で生活する高齢者の相談体制を充実し、社会的孤立を防ぎます。 【再掲 10、11】</p> | 地域包括支援センター |
| | <p>高齢者を対象とした様々な相談支援をできる限りワンストップで行い、必要に応じて専門機関につなぎます。 【再掲 11】</p> | |
| 障がい者への支援の充実 | <p>障がい福祉課の窓口で、障害福祉サービス等に関する相談を受け付けます。また特に虐待に関して、障がい者虐待防止センターで、虐待相談を受け付けます。</p> | 障がい福祉課 |
| | <p>基幹相談支援センターにて、総合的・専門的な相談や障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行います。</p> | |

■ 関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--------------------------------|--|------------|
| 地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信 | <p>高齢者のみならず、障がい者や子ども等、「地域共生社会の実現」に向けて保健・福祉等の分野を越えた地域づくりを自殺対策を含め、取り組みます。</p> <p>地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する中で、自殺対策においても地域福祉として一体的に推進します。</p> | 高松市社会福祉協議会 |
| | <p>適切な専門機関の教示に努めます。</p> | 各警察署 |

| 項目 | 内容 | 担当 |
|----------------------|--|------|
| 行方不明者 発見活動 | 従来から行っている自殺する恐れのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を、継続して実施します。 | 各警察署 |
| インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等への削除依頼を行います。 | 各警察署 |
| インターネット上の自殺予告事案への対応等 | インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施します。 | 各警察署 |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--|---|-------------------------------|
| 地域における 相談体制の充実と相談窓口 情報等の分かりやすい発信 | <p>《いのちの電話》</p> <p>毎日の電話相談活動を通して、心身に悩みを持つ人を励まし、生きる力を持つよう援助します。</p> | <p>社会福祉法人 香川いのちの電話協会</p> |
| | <p>《対面型個別相談事業 グリーンカウンセリング》 (1年を通して実施)</p> <p>個別面談が必要なグリーンワークの過程にある人を対象に、予約制による個別面談を実施し、より個々の状況に応じた適切な相談支援を行います。 【再掲9】</p> | <p>認定NPO法人 グリーンワークかがわ</p> |
| | <p>《身近な人をなくした人のグループミーティング》(月1回)</p> <p>身近な人をなくした方が様々な思いや気持ちと向き合いながら、安心して体験を共有し、参加メンバーそれぞれのグリーンワークの過程を支援します。 【再掲9】</p> | |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--------------------------------|---|-----------------------|
| 地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信 | <p>《喪失を経験した子どもの親・保護者のためのグループミーティング「ひまわりミーティング」》（月1回）</p> <p>大切な人やかけがえのないものを失った子どもをもつ親や保護者のためのミーティングを行い、子どもとともに新たな希望への道を歩んでいけるように支援します。</p> <p>【再掲9】</p> | 認定NPO法人 グリーンワークかがわ |
| | <p>《予約制相談電話「ヘルプラインかがわ電話カウンセリング」》</p> <p>（1年間を通して実施）</p> <p>自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族及び関係者、広く心の危機にある人に対し予約制方式による電話相談支援を行います。</p> <p>【再掲8、9】</p> | |
| | <p>《即時直通方式電話相談「自殺予防土曜ホットラインかがわ」》（週1回）</p> <p>自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族及び関係者、広く心の危機にある人に対し即時直通方式による電話相談支援を行います。</p> <p>【再掲8、9】</p> | |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|---------------------------------------|---|------------------------------|
| <p>地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信</p> | <p>《自殺予防カウンセリング「心の危機の相談（クライシス サポート カウンセリング CSC）》 広く心の危機にある人たちに対する相談の窓口を開設し、自殺予防のための個別面接カウンセリングを行います。また、必要に応じてアウトリーチ（訪問サービス）による相談支援も行います。 【再掲6】</p> | <p>認定NPO法人 マインドファースト</p> |
| | <p>《メンタルヘルスユーザーの居場所「びあワークス」》（月1回） ハイリスク者になりやすいメンタルヘルスユーザーの分かち合いのグループ（ピアサポートグループ）を作り、月1回の定期開催を基本として、当事者の居場所を作ります。 【再掲6】</p> | |
| | <p>《ピア電話相談：ピアサポートライン（PSL）》（週1回） 自ら精神的病を経験し、かつ克服しつつある者が、体験を共有しうるピア（仲間）として、メンタルヘルス問題を抱えた人たちとその家族や関係者のwell-being（健康、福祉、良好な状態）の向上を図ることを目的に電話相談を行います。 【再掲6】</p> | |
| <p>ひきこもりへの支援の充実</p> | <p>《ひきこもり家族のグループミーティング》（月1回） ひきこもり家族の孤立を防ぎ、家族がゆとりをもってひきこもりの若年者を見守ることができるようになるために、家族を支え合うことを目的に、家族のグループミーティングを実施します。</p> | <p>認定NPO法人 マインドファースト</p> |

重点施策8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ



<施策の方向>

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、相談体制の充実や関係機関等との連携体制を整備します。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|--------|
| 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 | 頻回自殺未遂者の場合、隊員間で情報を密にするとともに、医療機関、市関係課等と連携を図る等、包括的な支援を行います。 | 消防防災課 |
| | 市営住宅入居者で自殺未遂があった場合、市関係課と連携して再発防止に取り組みます。 | 市営住宅課 |
| | 自殺未遂者が入院した場合、専門分野の受診を勧めます。また、退院時には切れ目のない支援が受けられるよう、市関係課に情報提供を行います。 【再掲6】 | みんなの病院 |
| | 自殺未遂者支援事業を実施し、自殺未遂者、遺された人への支援を行います。 【再掲9】 | 保健センター |

■関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|---|---------------|
| 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 | 《自殺未遂者訪問支援事業》 自殺未遂者の身体的治療が終了した後、精神保健福祉的な支援が受けられるよう援助し、自殺のハイリスク者からの相談に対応します。県立中央病院との連携により実施します。 (通年：随時) 【再掲6】 | 香川県精神保健福祉センター |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--------------------------|--|-----------------------|
| 家族等の身近な 支援者に対する 支援 | ≪予約制相談電話「ヘルプラインかがわ電話 カウンセリング」≫ （1年間を通して実施） 自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族 及び関係者、広く心の危機にある人に対し予 約制方式による電話相談支援を行います。 【再掲7、9】 | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ |
| | ≪即時直通方式電話相談「自殺予防土曜ホッ トラインかがわ」≫（週1回） 自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族 及び関係者、広く心の危機にある人に対し即 時直通方式による電話相談支援を行います。 【再掲7、9】 | |



重点施策9 遺された人への支援を充実する

<施策の方向>

自殺防止を図るとともに、自殺により遺された人への支援の充実を図ることが重要です。自殺により遺された親族等を支援するため、民間団体等の必要な支援情報の提供、相談体制の充実に努めます。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|--------|
| 遺族等の総合的な支援のニーズに対する情報提供の推進 | 自殺未遂者支援事業を実施し、自殺未遂者、遺された人への支援を行います。 【再掲8】 | 保健センター |

民間協力団体の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|---|-----------------------|
| 遺族等の総合的な支援のニーズに対する情報提供の推進 | ≪自殺で大切な方をなくされた人のグループミーティング≫（月1回） 自殺で大切な人をなくしたという共通点を持った人たちのグループミーティングを実施し、心理社会的に孤立しがちな遺族を支えます。 | 認定NPO法人 マインドファースト |
| | ≪対面型個別相談事業 グリーフカウンセリング≫（1年を通して実施） 個別面談が必要なグリーフワークの過程にある人を対象に、予約制による個別面談を実施し、より個々の状況に応じた適切な相談支援を行います。 【再掲7】 | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ |

民間協力団体の取組

| 項 目 | 内 容 | 担 当 |
|---------------------------|---|-----------------------|
| 遺族等の総合的な支援のニーズに対する情報提供の推進 | <p>《身近な人をなくした人のグループミーティング》（月1回） 身近な人をなくした方が様々な思いや気持ちと向き合いながら、安心して体験を共有し、参加メンバーそれぞれのグリーフワークの過程を支援します。 【再掲7】</p> | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ |
| | <p>《予約制相談電話「ヘルプラインかがわ電話カウンセリング」》 （1年間を通して実施） 自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族及び関係者、広く心の危機にある人に対し予約制方式による電話相談支援を行います。 【再掲7、8】</p> | |
| | <p>《即時直通方式電話相談「自殺予防土曜ホットラインかがわ」》（週1回） 自殺者遺族、自殺を考えている人やその家族及び関係者、広く心の危機にある人に対し即時直通方式による電話相談支援を行います。 【再掲7、8】</p> | |
| 遺児等への支援 | <p>《子どもの喪失体験の支援》 （随時予約制） 3歳から18歳までの子どもで、喪失を経験した者の親、保護者、その他の重要な他者に対する対面型相談支援を行います。</p> | 認定NPO法人 マインドファースト |
| | <p>《喪失を経験した子どもの親・保護者のためのグループミーティング「ひまわりミーティング」》（月1回） 大切な人やかけがえのないものを失った子どもをもつ親や保護者のためのミーティングを行い、子どもとともに新たな希望への道を歩んでいけるように支援します。 【再掲7】</p> | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ |

重点施策10 民間団体との連携を強化する

＜施策の方向＞

地域の自殺対策において、民間団体が大きな役割を担っていることを踏まえ、民間団体の人材育成等を支援しながら、連携・協働して取組を推進します。

■市の取組

| 項 目 | 内 容 | 担当課 |
|---------------|---|------------|
| 地域における連携体制の確立 | 民生委員・児童委員と連携して地域で生活する高齢者の相談体制を充実し、社会的孤立を防ぎます。 【再掲7、11】 | 地域包括支援センター |
| | 高松市若者支援協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るほか、若者支援サポートブックを作成・配布する等、社会生活に困難を有する若者とその家族に対する各種支援施策を実施し、若者が自立・活躍できるよう支援します。 【再掲7、11】 | 健康福祉総務課 |
| | 医師会や民生委員児童委員連盟等で構成する高松市児童対策協議会と連携を取り、子どもの支援を行います。 | こども女性相談課 |
| | 高松市自殺対策推進会議やネットワーク会議等を開催し、市の内外の関係機関との連携を密にし、ネットワークを構築します。 【再掲5、6】 | 保健センター |
| | 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（乳児家庭全戸訪問事業、産婦健康診査の費用助成、産後ケア事業等）を行います。また、支援ネットワークを構築し専門機関と協働して支援を行います。 【再掲6、7】 | 保健センター |

■関係機関の取組

| 項 目 | 内 容 | 担 当 |
|---------------|--|------------|
| 地域における連携体制の確立 | 地域福祉を推進するため、地域住民と身近な存在である民生委員・児童委員と連携する等、今後より一層のネットワーク強化を図りながら自殺対策に取り組むとともに、必要があれば、関連する専門機関へつないでいく役割を担います。 | 高松市社会福祉協議会 |

重点施策11 子ども・若者、高齢者の自殺対策を推進する



<施策の方向>

厚生労働省「人口動態統計」によれば、若年層の死因に占める自殺の割合は高い状況になっており、若年層の自殺対策を更に推進する必要があります。そのため、支援を必要とする若者が漏れないようライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）に応じた、また、それぞれの置かれている状況に応じた支援や自殺対策に資する教育等を推進します。

特に、学校においては、道徳教育など各教科の授業を通して、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

また、本市では、高齢者の自殺の割合が高く、高齢者見守り事業など地域に根差した高齢者への自殺対策に取り組みます。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|----------|
| いじめを苦しめた子どもへの自殺の予防 | 「高松市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ相談業務の充実により、いじめによる子どもの自殺予防に取り組みます。 | 学校教育課 |
| | いじめ 110 番電話で、いじめの相談に対応します。 【再掲 5】 | 総合教育センター |
| 学生・生徒等への支援の充実 | 高松市若者支援協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るほか、若者支援サポートブックを作成・配布する等、社会生活に困難を有する若者とその家族に対する各種支援施策を実施し、若者が自立・活躍できるよう支援します。 【再掲 7、10】 | 健康福祉総務課 |

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|--|--|----------|
| 学生・生徒等への支援の充実 | 子どもの貧困対策コーディネーターを配置し、子どもの貧困に関する相談に応じるとともに、関係機関・団体等との連携を図ります。 【再掲7】 | こども女性相談課 |
| | 育児ストレスや産後うつ、また子どもや家庭に関する相談、女性が抱える悩みの相談に対応します。 【再掲6、7】 | |
| | 学校現場において、相談業務体制を整備します。また、必要に応じ、他の専門相談機関の情報も紹介します。 【再掲5、7】 | 学校教育課 |
| | こどもスマイルテレホン（子どもに関わる相談全般）及び一般電話等で子どもの悩みの相談に応じます。 【再掲7】 | 少年育成センター |
| | 夏季休業前に、高松市内小中学校児童生徒及び高等学校生徒へ、相談カードを配布します。 【再掲7】 | |
| | 適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」等不登校児童生徒の居場所を提供し、支援するほか、不登校の相談にも応じて、社会的孤立を防止します。 【再掲5】 | 総合教育センター |
| | いじめ110番電話で、いじめの相談に対応します。 【再掲5】 | |
| | 「強めよう絆」月間による、いじめのない学校づくりの推進の中で、自他の命を尊重する教育を推進します。 【再掲2】 | 人権教育課 |
| 高校文化祭等で「こころの体温計カード」を配布し、若者の心の健康の啓発を行います。 | 保健センター | |
| ひきこもりへの支援の充実 | ひきこもりに関連する事業を実施し、ひきこもり対策を推進します。 【再掲7】 | 保健センター |
| 高齢者への支援の充実 | 消費生活相談を始めとする様々な相談に耳を傾け、必要があれば専門機関につなげます。 【再掲7】 | くらし安全安心課 |

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|------------|--|------------|
| 高齢者への支援の充実 | <p>《たかまつ介護相談専用ダイヤル》 24時間365日利用できる相談ダイヤルを設置し、高齢者や家族の日常の様々な相談に応じるほか、介護疲れ等の支援を行います。 【再掲7】</p> | 長寿福祉課 |
| | <p>《相談窓口》 高齢者自身の悩みを聴き、必要な支援につなげます。 【再掲7】</p> | |
| | <p>《在宅福祉サービス》 高齢者の外出を促進する福祉タクシー助成や、配食サービスを提供する等、いきいきと生活することのできる日常生活の充実を図ります。 【再掲7】</p> | |
| | <p>《高齢者居場所づくり事業・高齢者見守り事業》 高齢者が地域で孤立することを防ぎ、地域のつながりを強化します。 【再掲7】</p> | |
| | <p>介護者に対し、より良い介護が行えるよう情報提供を行います。 【再掲7】</p> | 介護保険課 |
| | <p>民生委員・児童委員と連携して地域で生活する高齢者の相談体制を充実し、社会的孤立を防ぎます。 【再掲7、10】</p> | 地域包括支援センター |
| | <p>高齢者を対象とした様々な相談支援をできる限りワンストップで行い、必要に応じて専門機関につなぎます。 【再掲7】</p> | |

■関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--------------------|--|-----|
| いじめを苦にした子どもへの自殺の予防 | <p>《若年層向けの自殺予防・こころの健康づくり対策事業》 若年層を対象とした普及啓発等を行います。</p> | 香川県 |

重点施策12 勤務問題による自殺対策を推進する



<施策の方向>

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

また、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進します。

■市の取組

| 項目 | 内容 | 担当課 |
|-----------|--|-----------------|
| 長時間労働の是正 | 労政だより（中小企業等を対象に配布する広報紙）に「自殺予防週間（うつ病等自殺予防に係る）」に関する記事を掲載し、配布します。 【再掲2】 | 産業振興課 保健センター |
| 健康経営の普及促進 | 地元中小企業の従業員の健康づくり（こころの健康等）の取組を評価し、表彰を実施します（中小企業アワード（仮称））。また、こころの健康づくりに関する出前講座を実施します。 【再掲5】 | 保健センター 産業振興課 |

■関係機関の取組

| 項目 | 内容 | 担当 |
|--------------------|--|-----------|
| 長時間労働の是正 | 《過重労働対策》 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、過重労働が行われている事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導・監督指導を徹底します。 | 高松労働基準監督署 |
| 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 《メンタルヘルス対策》 ストレスチェック未実施事業場に対して、集団指導を実施します。 産業保健総合支援センターによる支援等による、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組の推進をします。 | 高松労働基準監督署 |

第5章 推進体制等

1 計画の推進体制

全庁的な取組として各関係部局が有機的な連携を図るとともに、「高松市自殺対策推進会議」を中心に各主体が連携・協働して自殺対策を推進していきます。

「高松市自殺対策推進会議」構成メンバー

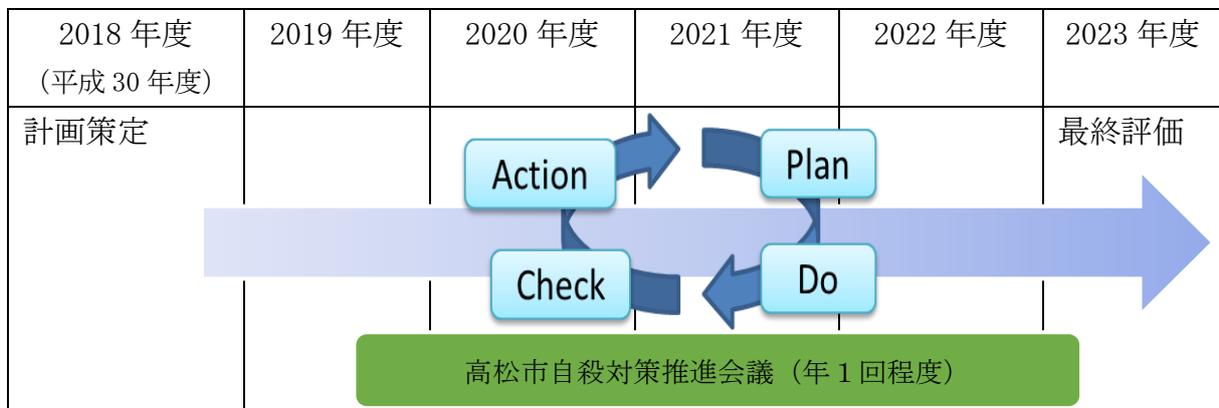
静岡大学教授／高松市医師会／高松市民生委員児童委員連盟／高松市社会福祉協議会／香川いのちの電話協会／グリーンワークかがわ／マインドファースト／高松労働基準監督署安全衛生課／県高松北警察署生活安全課／県高松南警察署生活安全課／県高松東警察署生活安全課／県高松西警察署生活安全課／県精神保健福祉センター／県健康福祉部障害福祉課／市健康福祉局長／市健康福祉局保健所／市健康福祉局健康福祉総務課／市健康福祉局こども未来部こども女性相談課／市健康福祉局福祉事務所生活福祉課／市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター／市教育局学校教育課／市消防局消防防災課／市病院局みんなの病院看護局



2 施策の評価及び管理

香川県自殺対策推進センター（県障害福祉課）の協力を得、「高松市自殺対策推進会議」において、自殺対策のP D C Aサイクルを回すため、計画の進捗状況等について点検・評価を行います。

（図 21）高松市における推進のイメージ図



「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現へ

3 相談窓口一覧

平成30年11月1日現在

*該当するページを参考にしてください。

- ①自殺予防：いのちの電話等・・・・・・・・・・ P52
- ②こころとからだの健康：保健センター等・・・・ P52
- ③経済問題：生活保護、生活福祉金等・・・・・・ P52
- ④多重債務：やみ金、金銭トラブル・・・・・・・・ P52
- ⑤就労関係：若者、母子就労等・・・・・・・・・・ P53
- ⑥労働関係：労働条件、事業主との紛争・・・・ P53
- ⑦経営：経営安定、倒産問題・・・・・・・・・・ P53
- ⑧高齢者及び介護：高齢者、介護等・・・・・・・・ P54
- ⑨子ども：いじめ、子育て、非行、不登校等・・・・ P54
- ⑩女性：ひとり親の自立、DV、女性の悩み・・・・ P55
- ⑪障がい者：身体・知的・精神障害者相談・・・・ P55
- ⑫医療：医療に関する相談と苦情等・・・・・・・・ P55
- ⑬人権問題：女性の人権、こどもの人権・・・・・・ P56
- ⑭遺族の支援：大切な人を亡くされた方・・・・ P56
- ⑮生活安全：ストーカー、迷惑行為、法律・・・・ P56
- ⑯ひきこもり：ひきこもり相談・・・・・・・・・・ P57
- ◎SNS相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ P57



①自殺予防

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---------------------|---|--------------------------------------|----------------------|
| 自殺予防 いのちの電話 | 社会福祉法人 香川いのちの電話協会 (http://www.kind-kagawa.org/) | 087-833-7830 FAX: 087-861-4343 | 24時間 |
| | | 0120-783-556 | 毎月10日 8:00～翌日8:00 |
| 自殺予防 土曜ホットラインかがわ | 認定NPO法人 グリーンワークかがわ | 087-813-1247 | 毎週土曜日 15:00～18:00 |

②こころとからだの健康

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|
| こころの電話相談 | 香川県精神保健福祉センター | 087-833-5560 | 平日9:00～16:30 |
| | 保健センター | 087-839-3801 | 平日9:00～17:00 |
| 心と身体の健康相談 | 保健センター | 087-839-2363 | 平日8:30～17:00 |
| | 香川保健ステーション | 087-879-0371 | |
| | 国分寺保健ステーション | 087-874-8200 | |
| | 牟礼保健ステーション | 087-845-5249 | |
| | 勝賀保健ステーション | 087-882-7971 | |
| | 一宮保健ステーション | 087-885-5291 | |
| | 古高松保健ステーション | 087-841-7681 | |
| | 山田保健ステーション | 087-848-6581 | |

③経済問題

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--|--------------------------------|--------------|------------------------------|
| 生活保護制度の相談 | 生活福祉課 | 087-839-2343 | 平日8:30～17:15 |
| 生活保護の受給に至らない生活困窮者の相談 | 自立相談支援センターたかまつ | 087-802-1081 | 平日8:30～17:15 |
| 生活福祉資金の貸付相談 | 高松市社会福祉協議会 (自立相談支援センターたかまつ) | 087-802-1081 | 平日8:30～17:15 |
| 民生委員に関すること | 健康福祉総務課(事務局) | 087-839-2372 | 平日8:30～17:15 |
| さまざまな悩みごと相談 市政・一般・行政・弁護士相談・司法書士・行政書士・社会保険労務士他 | 市民相談コーナー | 087-839-2111 | ※相談日時・内容・予約の有無は事前にお問い合わせください |

④多重債務

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|-----------------------------|-------------------------|---------------|-----------------------------|
| 消費生活のトラブルの相談 (多重債務、借金など) | 消費生活センター | 087-839-2066 | 平日8:30～17:00 |
| 多重債務・貸付金融専用相談窓口(県) | 香川県消費生活センター | 087-834-0008 | 平日8:30～12:00 13:00～17:00 |
| 土・日・祝日専用の相談窓口 | 消費者ホットライン (国民生活センター) | 188 | 土・日・祝日 10:00～16:00 |
| 法的トラブルでお困りの方 | 法テラス香川 | 050-3383-5570 | 平日9:00～17:00 |

⑤就労関係

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---------------------------|--|--|--|
| 就労の相談 | ハローワーク高松 | 087-869-8609 | 平日8:30~17:00 |
| 若者の就労支援 | しごとプラザ高松 かがわ若者サポートステーション 香川求職者総合支援センター | 087-834-8609 087-813-6077 087-802-2705 | 月~土9:30~18:00 月~金9:30~17:30 (面接相談は要予約) 火~土 10:00~18:00 |
| ひとり親家庭自立相談 ひとり親家庭の就労相談 | こども家庭課 | 087-839-2353 | 要予約 平日8:30~17:00 |
| 女性のための就労相談 | 男女共同参画センター | 087-833-2282 | 月・水・金 10:00~17:00 予約制(1回50分まで) |

⑥労働関係

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 総合労働相談コーナー 民事的な労働相談 個別労働紛争解決制度 職場での悩み事やトラブル相談 (賃金・解雇・労働時間・セクハラ等) | 香川労働局総合労働相談コーナー 高松総合労働相談コーナー | 087-811-8924 087-806-0280 | 平日9:30~17:00 平日9:30~17:00 |
| 職場のメンタルヘルス対策に関する相談 | 香川産業保健総合支援センター | 087-826-3850 | 平日8:30~17:15 |

⑦経営

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--------------|---------|--------------|--------------------------|
| 経営に関する相談 | 高松商工会議所 | 087-825-3505 | 平日8:30~17:15 ※土日・祝を除く |
| 労働に関する相談 | | 087-825-3518 | |

⑧高齢者及び介護

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---|------------|--------------|---------------------------------------|
| 高齢者に関する総合相談 権利擁護に関する支援 | 地域包括支援センター | 087-839-2811 | 平日8:30~17:00 |
| | サブセンター一宮 | 087-885-4481 | |
| | サブセンター古高松 | 087-841-7791 | |
| | サブセンター山田 | 087-848-6451 | |
| | サブセンター勝賀 | 087-882-7401 | |
| | サブセンター香川 | 087-879-0991 | |
| | サブセンター牟礼 | 087-845-5711 | |
| | サブセンター国分寺 | 087-874-8961 | |
| 在宅医療、介護連携に関する支援 | 在宅医療支援センター | 087-839-2344 | 平日9:00~16:00 |
| 介護保険に関すること | 介護保険課 | 087-839-2326 | |
| 高齢者在宅福祉制度 | 長寿福祉課 | 087-839-2110 | 平日8:30~17:15 対象者・内容はお問 い合わせください |
| たかまつ介護相談専用ダイヤル (高松市にお住いの高齢者に関する介護や 生活等について) | | 0120-087294 | 24時間対応 |

⑨子ども

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--|--|---|------------------------------------|
| いじめ110番 電話相談 | 総合教育センター | 087-821-0099 | 平日8:30~19:00 土・日・祝日・年末 年始を除く |
| 不登校の相談(心理士による相談) * 適応指導教室はH31.4より教育支 援センターに改称します | 適応指導教室* 新塩屋町「虹の部屋」 | 087-851-2011 | 月9:30~12:30 要予約 |
| | 適応指導教室* 「みなみ」 | ~H31.3.31 087-879-8028 H31.4.1~ 087-889-8900 | 木9:30~12:00 要予約 |
| | 予約受付: 総合教育センター Tel: 087-811-2161・2163 E-mail: kyouikuken@edu-tens.net | | |
| 不登校の相談(電話相談・来所相談) 来所相談は要予約 | 総合教育センター | 087-811-2163 | 平日8:30~17:15 |
| 特別支援教育・発達障害の相談 | 総合教育センター | 087-811-2163 | 平日8:30~17:15 |
| 24時間いじめ電話相談 | 香川県教育センター | 087-813-1620 0120-0-78310 | 年中無休24時間 |
| こどもスマイルテレホン | 少年育成センター | 087-839-2525 | 平日8:30~19:00 土・日・祝日・年末 年始を除く |
| 子育て相談 | こども女性相談課 | 087-839-2384 | 平日8:30~17:15 |
| 児童家庭相談 家庭における子育ての不安や悩み 児童虐待・非行 | こども女性相談課 | 087-839-2384 | 平日8:30~17:15 |
| 子育ての心配や不安(面接相談) 児童虐待・非行・不登校・養育困難・ 里親等の相談 | 香川県子ども女性相談セン ター | 087-862-8861 | 平日8:30~17:15 |
| 子育ての心配や不安(電話相談) | 香川県子ども女性相談セン ター | 087-862-4152 | 月~土9:00~21:00 |
| 少年の非行問題、いじめ等の相談 | 香川県警察本部少年課 少年サポートセンター | 087-837-4970 | 平日9:00~17:00 |

⑩女性

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---------------------------------|--------------------|--------------|--|
| ひとり親家庭自立相談 ひとり親家庭就労相談 | こども家庭課 | 087-839-2353 | 要予約 平日8:30~17:00 |
| 女性相談 夫・パートナーからの暴力や家庭内の 問題 | こども女性相談課 | 087-839-2384 | 平日8:30~17:00 |
| | 香川県子ども女性相談セン ター | 087-835-3211 | 月~土9:00~21:00 |
| 女性こころの相談 女性の様々な問題や不安を相談 | 男女共同参画センター | 087-833-2285 | 要予約 火を除く毎日 (年末年始は除く) 10:00~17:00 |

⑪障がい者

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------|--|
| 障害に関すること | 障がい福祉課 | 087-839-2333 | 平日8:30~17:15 |
| 障害に関すること (基幹相談支援センター：中核拠点) | 高松市障がい者基幹相談支 援センター(福岡町) | 087-880-7012 | 平日9:00~17:00 (地域)松島・築 地・新塩屋町・四番 丁・二番丁・日新・ 亀阜・女木・男木 |
| (基幹相談支援センター：地域拠点) | 障害者生活支援センターた かまつ(田村町) | 087-815-0330 | 平日9:00~17:00 (地域)鶴尾・太 田・太田南・弦打・ 鬼無・香西・下笠居 |
| | 地域生活支援センターこだ ま(木太町) | 087-802-1036 | 平日9:00~17:00 (地域)花園・栗 林・木太 |
| | 障害者生活支援センターあ い(前田東町) | 087-847-1021 | 平日9:00~17:00 (地域)古高松・前 田・川添 |
| | 障害者地域生活支援センタ ーほっと(川島東町) | 087-840-3770 | 平日9:00~17:00 (地域)川島・十 河・西植田・東植 田・塩江 |
| | 障害者相談支援センターり ゅうん(仏生山町) | 087-815-5266 | 平日9:00~17:00 (地域)林・三谷・ 仏生山・多肥・一 宮・香川 |
| | 地域活動支援センタークリ マ(牟礼町) | 087-845-0335 | 平日9:00~17:00 (地域)屋島・牟 礼・庵治 |
| | 相談支援事業所ライブサポ ートセンター(岡本町) | 087-815-7871 | 平日9:00~17:00 (地域)川岡・円 座・檀紙・香南・国 分寺 |

⑫医療

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---------------------------|--------------------------|--------------|---------------|
| 医療相談窓口 (医療に関する相談や苦情など) | 医療安全支援センター (保健所保健対策課) | 087-839-2860 | 平日 8:30~17:00 |

⑬人権問題

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---|---------------------|---|--------------|
| 人権問題に関する相談全般 みんなの人権110番（全国共通） | 高松法務局人権擁護部 （事務局） | 087-821-7850 0570-003-110 | 平日8:30～17:15 |
| 女性の人権ホットライン 配偶者やパートナーからの暴力 （DV）・職場におけるセクハラ・スト トカ行など女性の人権に関する相談 | 高松法務局人権擁護部 （事務局） | 087-821-7861 0570-070-810 | 平日8:30～17:15 |
| 子どもの人権110番 いじめ・体罰・虐待など子どもの人権 に関する相談 | 高松法務局人権擁護部 | 087-821-7862 フリーダイヤル 0120-007-110 | 平日8:30～17:15 |

⑭遺族の支援

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---|--|---------------|----------------------------|
| 自殺で大切な人を亡くされた人たちの 心の支援を目的としたグループミーテ ィング | 認定NPO法人 マインドフ ァースト (https://mindfirst.jp) | 090-9455-9164 | 原則第3日曜日 14:00～16:00 |
| 大切な人を亡くされた方のグループミ ーティング | 認定NPO法人 グリーフワ ーク・かがわ | 090-6288-1011 | 原則第2日曜日 時間（問い合わせ必 要） |

⑮生活安全

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|-------------------------------|---|--|--|
| 警察相談 （総合窓口） | 香川県警察本部 | （警察相談専用電話） #9110 又は 087-831-0110 （警察本部代表電話） 087-833-0110 | 24時間 （夜間・休日は当直 員が対応） |
| | 高松北警察署 | 087-811-0110 | |
| | 高松南警察署 | 087-868-0110 | |
| | 高松西警察署 | 087-876-0110 | |
| | 高松東警察署 | 087-898-0110 | |
| 警察相談 （暴力団追放相談、暴力団組織離脱相談） | 香川県警察本部 組織犯罪対策課 | 087-831-8930 | 24時間 （夜間・休日は当直 員が対応） |
| 幅広い暴力相談（専門家による相談） | （公財）香川県暴力追放運動 推進センター（暴追センタ ー） 磨屋町5-9 ^ア 59ビル7階 | 087-837-8889 | 平日9:00～16:30 |
| 弁護士による無料法律相談 | 法テラス香川 | 050-3383-5570 | 平日 月・水・木 13:00～16:00 要予約 （資力要件あり） |
| 消費生活トラブルの相談 （悪質商法に関する相談など） | 消費生活センター 香川県消費生活センター | 087-839-2066 087-833-0999 | 平日 8:30～17:00 |

⑩ひきこもり

| 相談窓口名称及び相談名称 | 相談機関 | 電話番号 | 相談時間等 |
|--------------|-----------------------------|--------------|--------------------------|
| ひきこもりに関する相談 | 香川県ひきこもり地域支援センター『アンダンテ』 | 087-804-5115 | 平日8:30~17:15 |
| | 保健センター | 087-839-3801 | 平日8:30~17:00 |
| | ひきこもり相談窓口 (KHJ香川県オリーブの会) | 087-802-2567 | 毎月第1~4土曜日 10:00~16:00 |

◎SNS 相談窓口

| | |
|-----------------------|---|
| 厚生労働省ホームページ SNS 相談 | LINE やチャット、メールによる相談、10代 20代の女の子専用LINE や18歳以下の子どもを対象とした電話での相談等、多様な方法で相談できます。 |
|-----------------------|---|



※その他の相談先については、ホームページに掲載されています。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/kokorono_kenko/madoguchi.html)

<資料>

1 計画策定の経過

| 年 | 月日 | 会議等 | 内 容 |
|---------------|-------|--------------------|---|
| 2018 (H30) | 6. 5 | 第1回 高松市自殺対策推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の自殺の現状について ・高松市自殺対策計画の概要（案）について |
| 〃 | 8. 20 | 第2回 高松市自殺対策推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の自殺対策についての意見 ・各団体等の自殺対策の取組状況について ・「高松市自殺対策計画（仮称）」素案について |
| 〃 | 11. 5 | 第3回 高松市自殺対策推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・「高松市自殺対策計画」原案について ・スケジュールについて |



2 高松市自殺対策推進会議委員名簿

| 役職 | 氏名 | 団体等及び役職名 |
|-------|----------------------|------------------------------|
| 会長 | 鈴江 毅 | 国立大学法人 静岡大学 教育学部 教授 |
| 副会長 | 田中 克幸 | 高松市健康福祉局 局長 |
| 委員 | 三野 進 | 高松市医師会 理事 |
| | 佐藤 隆男 | 高松市民生児童委員連盟 常任理事 |
| | 廣瀬 美幸 | 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 総務課長補佐 |
| | 田中 暉彦 | 社会福祉法人 香川いのちの電話協会 理事・事務局長 |
| | 埴田 敏恭 | 認定NPO法人 グリーフワークかがわ 副理事長 |
| | 島津 昌代 | 認定NPO法人 マインドファースト 理事長 |
| | 伊勢島 淳一 | 高松労働基準監督署安全衛生課 安全衛生課長 |
| | 藤本 芳明 | 香川県高松北警察署 生活安全課 生活安全課長 |
| | 荻田 順一郎 | 香川県高松南警察署 生活安全課 生活安全課長 |
| | 廣瀬 太志 | 香川県高松東警察署 生活安全課 生活安全課長 |
| | 遠山 敬久 | 香川県高松西警察署 生活安全課 生活安全課長 |
| | 岡崎 由起美 | 香川県精神保健福祉センター 所長 |
| | 久保 幸司 | 香川県健康福祉部障害福祉課 課長 |
| | 藤川 愛 | 高松市健康福祉局保健所 主幹 |
| | 上枝 直樹 | 高松市健康福祉局健康福祉総務課 局次長（兼）課長 |
| | 平川 昇司 | 高松市健康福祉局こども未来部こども女性相談課 課長 |
| | 森本 健二 | 高松市健康福祉局福祉事務所生活福祉課 課長 |
| | 香西 真由美 | 高松市健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センターセンター長 |
| | 久保 朗 | 高松市教育局学校教育課 課長 |
| | 濱崎 典彦 | 高松市消防局消防防災課 課長 |
| 山下 昌弘 | 高松市病院局みんなの病院看護局 看護師長 | |

3 高松市自殺対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の自殺対策事業を総合的に推進するため、高松市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体等が行う自殺対策についての情報交換と相互の連携協力に関すること。
- (3) 法第13条第2項の規定に基づき策定する高松市自殺対策推進計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局保健所保健センターにおいて行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の推進会議の会議及び委員の任期満了後における最初の推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 用語の説明

| 用語 | 用語の説明 |
|--------------|---|
| ゲートキーパー | 命の門番。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 |
| 性的マイノリティ | 同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人等のこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」とも言う。「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数派という意味。 |
| 抑うつ | 「憂鬱である」「気分が落ち込んでいる」などと表現される症状を抑うつ気分と言い、抑うつ気分が強い状態を、抑うつ状態と言う。うつ状態がある程度以上、重症であるとき、うつ病と呼ばれている。 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から早期の自立に向けて支援する制度。 |
| ピア | 「仲間」という意味。 |
| スーパービジョン | カウンセラー等が、より知識や技能の熟達した上級者から、事例に関して助言や指導を受けること。 |
| コンサルテーション | 他領域の専門家間で、助言や指導が行われること。 |
| P D C A サイクル | Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。 |
| 自殺総合対策大綱 | 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。 |
| こころの体温計システム | 高松市が導入している、携帯電話やパソコンを利用して、気軽にストレスや落ち込み度をセルフチェックできるシステム。 |

<メモ>

Blank lined area for notes, consisting of 14 horizontal blue bars.

<メモ>



高松市自殺対策計画



平成 31（2019）年 3 月発行

高松市保健センター

〒760-0074 高松市桜町一丁目 9 番 12 号

電 話 : 087-839-2363

F A X : 087-839-2367

